

# 岩内町都市計画マスタープラン

概要版（素案）

平成 27 年 3 月

岩 内 町



## 目 次

I. 都市計画マスタープラン見直しの基本的な考え方	1
1. 見直しの背景と目的	1
2. 個別の都市計画における見直し対応	3
3. 都市計画マスタープランの位置づけ等	4
4. 策定体制	5
II. 住民意向の把握	6
III. 主要課題の整理	9
1. 個別の都市計画課題	9
2. まちづくりの課題	14
IV. 全体構想	15
1. まちづくりの将来像	15
2. まちづくりのテーマ（目標）	15
3. 将来都市構造	18
4. 土地利用方針	22
5. 交通体系方針	26
6. 公園・緑地方針	28
7. その他の都市施設の整備方針	30
V. 実現化方策の検討	32
1. 実現化への取組み方針	32
2. 効果的なまちづくりの進め方	33
3. 部門別の優先施策の展開	37





# I. 都市計画マスタープラン見直しの基本的な考え方

## 1. 見直しの背景と目的

岩内町では、平成 17 年に、都市計画に関する基本的な方針となる「都市計画マスタープラン」を策定し、平成 36 年度までを計画期間として都市分野における総合的な施策展開を行ってきたところである。

策定から 10 年程度経過する中で、上位計画である「岩内町総合計画」の改定が行われたほか、まちを取り巻く周辺環境も当時とは変化している状況にある。

このような中で、都市分野においては、公有水面の埋立事業完了後の対応、小学校閉校後の施設活用や大規模な町営住宅等再編後の環境整備など、新たな対応が求められている状況にある。

このような背景から、計画期間内の中間見直しとして大きな枠組みは現行計画を踏襲しつつも、上位計画との整合や昨今の岩内町を取り巻く環境変化に対し、今後の都市計画において対応すべき方向を示していくため、今般の見直しを行うものである。

具体的な「見直し課題」としては、次の 5 つを設定する。

### <都市計画マスタープランの見直し課題>

- ① 人口減少に対応した都市空間形成が必要
- ② 誰もが安心・安全に暮らせる都市空間形成が必要
- ③ 市街地の状況変化に対応した都市空間形成が必要
- ④ 環境負荷の軽減に配慮した都市空間形成が必要
- ⑤ 限られた財源を効果的に活用した都市空間形成が必要

これらの見直し課題の設定に至る背景や必要性は、以下に示すとおりである。

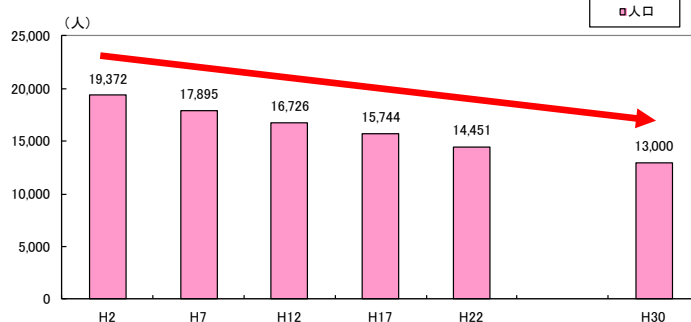
### ■ 「見直し課題」設定の背景や必要性について ■

#### ①人口減少に対応した都市空間形成

岩内町の人口は近年減少傾向にあり、総合計画における平成 30 年度の計画人口は、13,000 人と想定されている。

これを踏まえ、人口減少を見据えた将来のまちのあり方を検討していくことが必要と考える。

【岩内町の総人口の推移】



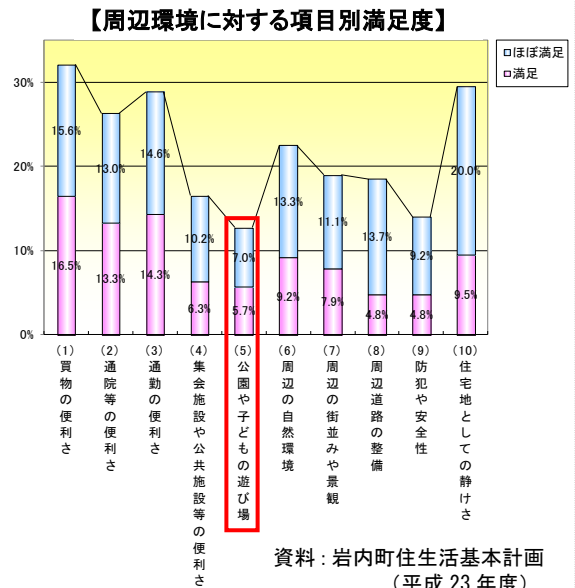
資料：H2～H22 は国勢調査  
H30 は「新たな岩内町総合計画」における計画人口の想定値

## ②誰もが安心・安全に暮らせる都市空間形成

少子高齢化社会が進行する中、基盤整備面においても、高齢者や子育て世帯等への配慮が求められているといえる。

このような中、近年行われた岩内町の住環境に関するアンケート調査によると、周辺環境に対する満足度が低い項目として、「公園や子どもの遊び場」が挙げられている。

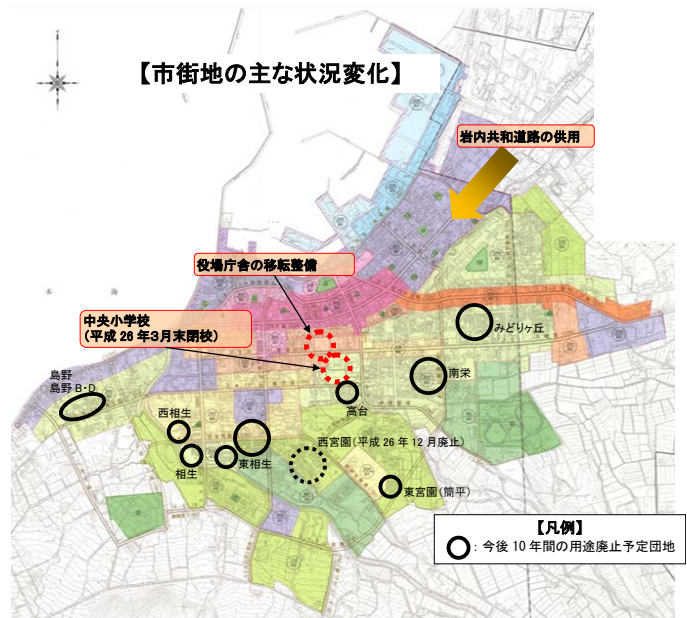
これらを踏まえ、今後とも、安心・安全に暮らせる都市空間のあり方を検討していくことが必要と考える。



## ③市街地の状況変化に対応した都市空間形成

岩内町においては、昨今、役場庁舎の移転整備、小学校の統廃合、町営住宅等の再編、岩内共和道路等の広域連絡道路の整備など、まちの状況変化がみられる。

将来のまちづくりにおいては、このようなまちの大きな状況変化に的確に対応していくことが必要と考える。



## ④環境負荷の軽減に配慮した都市空間形成

国においては、「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年12月施行）」の制定により、環境にやさしいまちづくりが進められている。

また、北海道が定める「岩内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針※」においても、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換が位置付けられている。

岩内町都市計画マスタープランにおいてもこれらの趣旨を受け、環境に配慮したまちづくりの視点をもって進めていくことが必要と考える。

※「岩内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」：北海道が都市計画区域ごとに定める都市計画の基本的な方針。市町村の都市計画マスタープランは、これに即して定めることとされている。

## ⑤限られた財源を効果的に活用した都市空間形成

岩内町においては、「新たな岩内町総合計画」のまちづくりの方向性として、「限られた財源を活かす成果志向の行財政運営」が掲げられている。

岩内町都市計画マスタープランにおいてもこの趣旨に則り、将来の市街地像を見据えた効率的かつ効果的なまちづくりのための指針としていくことが必要と考える。

## 2. 個別の都市計画における見直し対応

都市計画マスタープランの見直し課題を受け、個別の都市計画においては次のような対応を図る。

### (1) 用途地域・臨港地区・特定用途制限地域などについて

今後の動向を見据え、今後のまちづくりに見合ったものとしていくことが必要と考えられる。具体的には以下の検討を行い、「全体構想-土地利用方針」に反映していく。

#### ○用途地域の内部（特別用途地区検討も含む）

⇒昨今の状況変化や今後のまちづくりとの整合を踏まえ、用途地域の変更の必要性を検討する

#### ○用途地域の外部（特定用途制限地域検討も含む）

⇒近隣町村の海外資本による開発や町内における町外資本（大型店・系列店）の出店を踏まえて市街地が拡散しないような規制や自然環境の保全に対する検討を行う（持続可能なコンパクト）

#### ○市街地の周縁部で、農地や未利用地となっているエリア

⇒土地利用の実態や、地権者の今後の利用意向の把握などを行い、今後の方向性を検討する

#### ○公有水面の埋立事業に伴う部分

⇒陸域告示に併せて、適切な対応が求められる

### (2) 都市計画道路について

都市計画道路は順次整備が進められているが、一方では、未整備となっている路線もみられる。

都市計画道路のネットワークの再検討を通して今後の整備のあり方を検討し、「全体構想-交通体系方針」に反映していく。

### (3) 都市計画公園について

郊外部においては、町営住宅等団地整備と一体的に児童遊園整備が行われてきたが、団地の老朽化に伴い、用途廃止・再編が予定されている。

これを受け、今後の当該エリアの公園整備の必要性や可能性を検討し、「全体構想-公園・緑地整備方針」に反映していく。

### (4) 準防火地域の現状分析について

約60年前の大火の経験から、岩内町では他都市に比較して準防火地域が広く指定されている。

防火性能向上等の環境変化も踏まえ、現時点での延焼危険性を確認しておく。

### (5) その他の都市施設について

法令上の都市施設とは、道路、駐車場、公園、緑地、広場、墓園、水道、下水道、ごみ焼却場、河川、学校、図書館、その他の教育文化施設、病院、保育所、社会福祉施設、市場、火葬場、団地などあらゆるものを指す。

これら施設の状況変化に、都市計画としても機動的に対応していく必要がある。

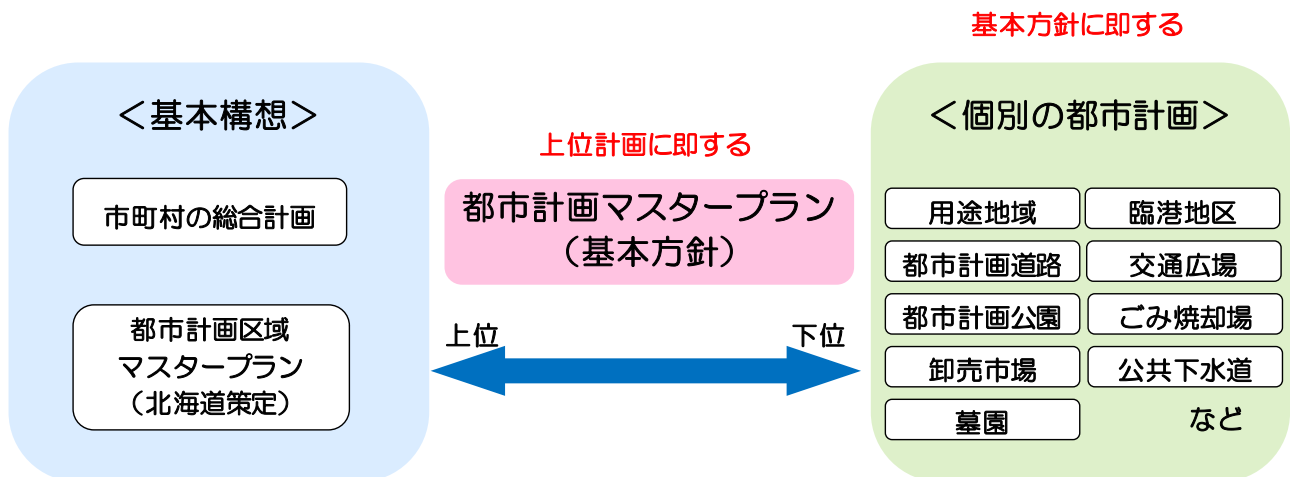
### 3. 都市計画マスタープランの位置づけ等

#### (1) 計画の位置づけ

「岩内町都市計画マスタープラン」は、平成21年10月に策定された「新たな岩内町総合計画」の都市づくりに係る部門別計画として位置づけられる。したがって、岩内町において現在までに策定されている他の部門別計画との整合を図る必要がある。

また、個別の都市計画は、法律上基本方針と整合が求められることから、次の展開に支障をきたさないよう、個別の都市計画を視野に入れた方針としなければならない。

図 計画の位置づけ



#### (2) 計画期間

現行「岩内町都市計画マスタープラン」の計画期間は、平成17年度（2005年度）～平成36年度（2024年度）となっており、見直しにあたっては計画期間は変更しないものとする。

なお、岩内町を取り巻く社会情勢の変化などに伴い更なる見直しの必要が生じた場合は、柔軟な姿勢で他の計画や圏域の動向との整合に留意しつつ、計画の見直しを行っていくものとする。

#### (3) 対象範囲

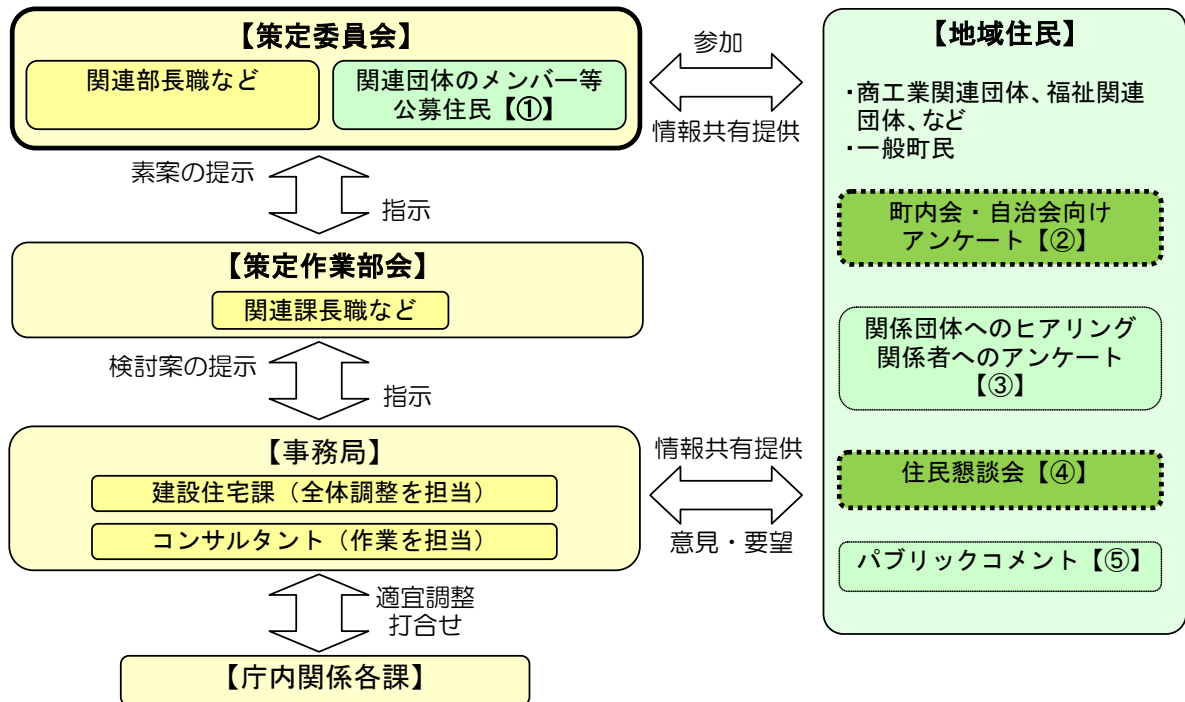
計画の対象範囲は、岩内町の都市計画区域とする。

## 4. 策定体制

都市計画マスタープランの見直しにあたっては、庁内関連部長職及び町内関連団体・公募住民で構成される「策定委員会」と、庁内関連課長職で構成される「策定作業部会」の検討を踏まえて策定を進める。

さらに、「町内会・自治会向けアンケート」等や「関係団体ヒアリング」、「住民懇談会」、「パブリックコメント」を実施することにより、広く情報収集・共有化を図りながら策定を進めることとする。

図 都市計画マスタープラン見直し策定体制



### ■見直し作業における「住民参加のプロセス」

- ①一般町民や商工・福祉等団体のメンバーを含めた「策定委員会」における議論
- ②身近な生活環境に対する評価や、今後のまちづくりに関する意見把握のため「町内会・自治会向けアンケート」の実施
- ③準防火地域のあり方を検討するための関係団体（建築士会）へのヒアリング  
市街地の周縁部における用途地域のあり方を検討するための関係者（地権者）へのアンケート
- ④まちづくりについての情報共有と意見交換のため「住民懇談会」の実施
- ⑤計画内容を町内外に広く共有化するため、素案段階で「パブリックコメント」の実施

## Ⅱ．住民意向の把握

都市計画マスタープランの見直しにあたり、今後のまちづくりに関する住民意見の把握やまちづくりについての情報共有を図るため、次のような意向調査や懇談会を開催した。

### 【意向調査・懇談会等一覧】

#### ①町内会・自治会アンケート調査

対象者：町内の町内会・自治会の会長及び役員

内 容：町全体や地域で感じている事柄、今後のまちづくりの方向性について質問

#### ②関係者（地権者）アンケート調査

対象者：市街地の周縁部で都市的土地利用がされていない土地所有者

内 容：今後の土地利用計画についての確認

#### ③関係団体（建築士会）ヒアリング調査

対象者：北海道建築士会岩内支部会員

内 容：町内における準防火地域等についての意見聴取

#### ④まちづくり（都市計画）住民懇談会

対象者：町内在住の町民

周 知：広報、防災行政無線

内 容：都市計画に関する課題の把握と計画内容の共有化及び意見交換

これらの結果の概要をまちづくりの分野別にまとめると、次のようになる。

### （１）都市・建設関連

#### ○住民懇談会から

- ・ 今後は人口減少が目に見えたかたちで進む。そのような中でのまちづくりを考える必要がある
- ・ 前回計画から、どのような進捗があるのか。  
→（回答：例えば含翠園の件、国道 229 号の越波対策ほか、個別の計画は順次進めている）
- ・ 公園の配置についてはどのような状況か。  
→（回答：現在は海側の市街地に多く配置されている状況であるが、今後は町営住宅等の跡地の活用も含め、公園の適正な配置を検討していく）
- ・ 道路を造る際には、高齢者が休めるようなところが必要ではないか。  
→（回答：直接都市計画ではないが、ご意見があったことについて道路担当に伝える）
- ・ 財政と都市計画とどちらを優先させるのか。  
→（回答：町の財政も重要と考える）

#### ○町内会・自治会アンケート調査から

- ・周辺の公園や緑化については、今ある公園がもっと利用されるような魅力づくりのほか、公園の整備といった意見が出されている。
- ・周辺の道路については、全体を通して、全く新たな道路整備を望むものは極めて少なく、今ある道路の補修・管理の充実や一部拡幅などを望む意見が多くなっている。
- ・学校等の立地については、まずは既存の施設を有効利用すべきという意見が多くなっている。

### (2) 防災

#### ○住民懇談会から

- ・津波の被害を考慮し、まちを高台に移すことを考える必要がある。
- ・避難場所として空いている団地を有効活用する。海側の野東敷島内地区から山側に避難する際の道路が必要である。

#### ○町内会・自治会アンケート調査から

- ・周辺の公園については災害時に対応できる整備が、また学校等の立地については防災に配慮した配置を望む声が多くなっている。
- ・大火の危険を防ぐ区域については、歴史的背景から（準防火地域の）指定区域は現在のまま、並びに防災という観点から安全を優先に考えるべきといった安全第一という意見が大半を占め、指定区域を縮小すべきという意見を大きく上回っている。

#### ○建築士会ヒアリングから

- ・準防火地域については、指定当時と比べて建物の性能が向上しているので、住民が避難等の防災に対する認識を持つことを前提に、区域の縮小を検討した方が良いのではないかという意見がある一方、回答者数は低い状況であった。

### (3) 商業・観光・景観

#### ○住民懇談会から

- ・商店街は衰退の一途であるため対応が必要である。
- ・御崎地区は江戸時代からの町であり、名所旧跡が多い。また、岩内町には歴史の古い庭園が含翠園を含めて3カ所ある。歴史資源として保全が必要である。
- ・岩内町はこれらの観光資源を活かして観光立町をめざす必要がある。
- ・山側からみる夜景が綺麗だ。これを保全するような景観条例を岩内町は持っているのか。  
→（回答：景観条例は持っていないが、ご意見があったことについて観光担当に伝える）

#### ○町内会・自治会アンケート調査から

- ・中心市街地については、道の駅の充実による観光客の呼び込み、複合施設等による商店街の魅力づくりのほか、まちなか居住や使いやすい駐車場配置の工夫、だれもが安心して買い物ができる歩行空間の工夫など、総合的な対応策を望んでおり、町民の関心は高い。

#### (4) 公共交通

##### ○住民懇談会から

- ・将来的な学校統合に当りスクールバスを運行するとした場合、児童生徒のみならず高齢者も利用できるようにしてはどうか。  
→ (回答：現在、岩内町において今後の公共交通について、広く検討している状況である)
- ・寿都方面のバスについて、国道経由のみならず、山側を通るルートも必要と考える。

#### (5) 産業

##### ○住民懇談会から

- ・就業の場が無いので人口が流出している。若年層が定住できるように、産業の育成が必要である。
- ・長期構想として、農地を再生エネルギーの場として活用することはどうか。

#### (6) 協働

##### ○住民懇談会から

- ・このような会合は繰り返し行うことが必要である。
- ・このような会を開催しても参加者が少ない状況であるが、町民自身もまちづくりに対して真剣になるべきである。

#### (7) その他

##### ○町内会・自治会アンケート調査から：岩内のまちの魅力や良さについて

- ・岩内の自然環境や地域資源を評価する意見が多くなっている。加えて、岩内の海の幸、山の幸、歴史・文化を評価する意見が多くなっている。

##### ○市街地周縁部の地権者アンケート調査から：現在及び将来の土地利用について

- ・現在は農地や未利用地など都市的土地利用はしていないが、将来的には建築敷地として利用したい、住環境の整備を期待しているといった意見が出されている。



### Ⅲ. 主要課題の整理

ここでは、都市計画マスタープランの見直し課題や個別の都市計画における見直し対応、さらには平成 17 年以降の社会経済状況の変化、新たな上位・関連計画の策定や改定、まちづくりに関わる住民意向等を踏まえ、都市計画マスタープラン策定上の課題について整理する。

#### 1. 個別の都市計画課題

##### (1) 用途地域・特定用途制限地域について

###### ①用途地域の内部変更について

土地利用の方向性に変更があり、短期的視点で用途地域の内部変更が必要となっている地区は以下の箇所である。

###### ○岩内町民体育館敷地

- ・体育館が容認できる用途地域へ変更

###### ○公有水面埋め立て地

- ・陸域拡大に伴う用途地域、臨港地区の指定

###### ②用途地域の外部

用途地域の外部（都市計画区域内の白地地域）については、町内会・自治会アンケートや住民懇談会からの意見も踏まえ、自然環境の保全や人口減少下においても効率的なまちづくりを行っていくことを目指し、特定用途制限地域の指定による土地利用コントロールを検討する。

その内容の一例として、以下のような規制・誘導が想定される。

###### 【特定用途制限地域の規制内容（一例）】

###### ○沿道型：

- 一定の土地利用を認めつつも用途地域内への誘導を図るため集客施設等を規制

###### ○リゾート型：

- 自然と調和した観光リゾート開発を適切に誘導

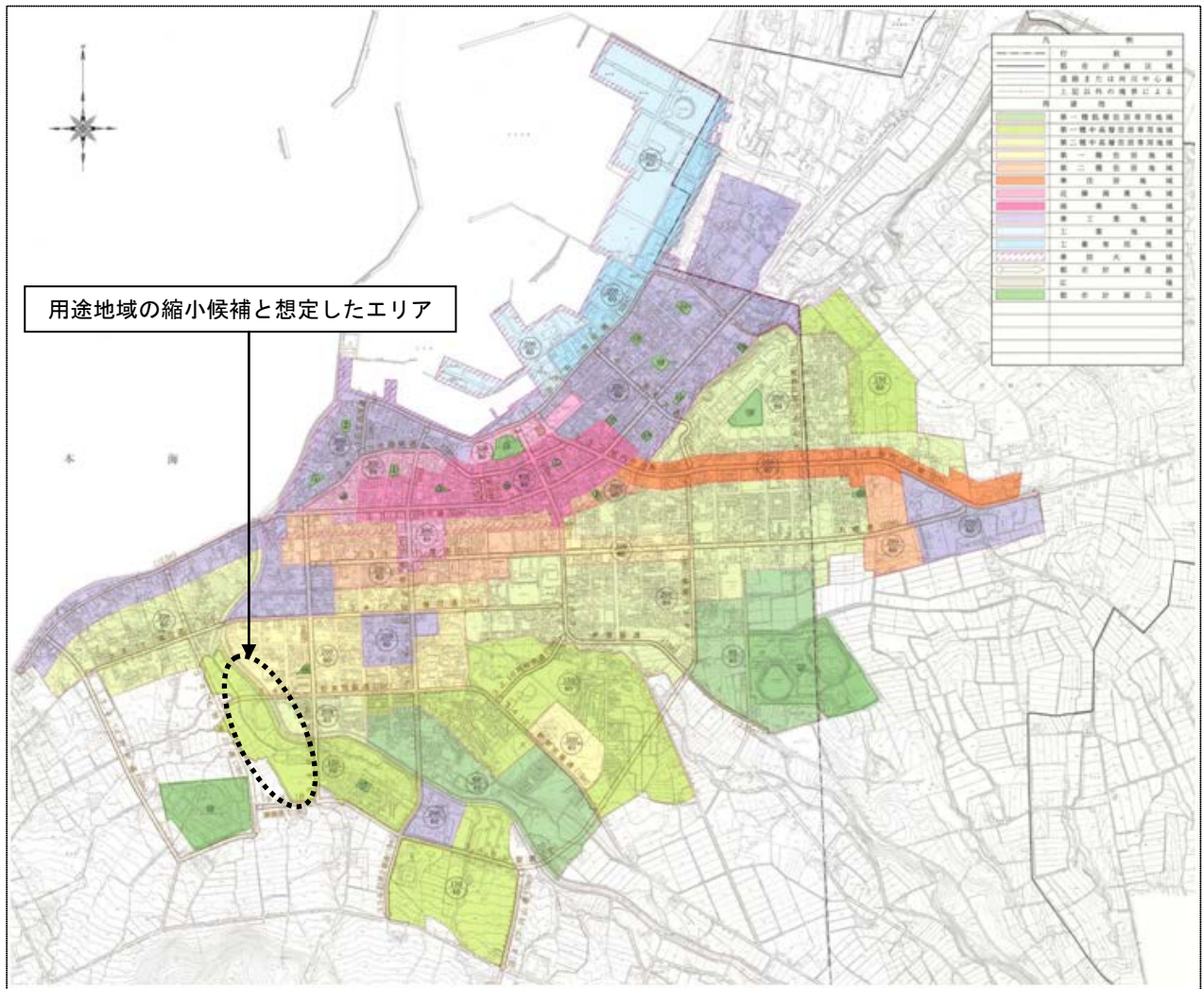
###### ○自然共生型：

- 豊かな自然環境や営農環境を保全するため店舗等を規制

###### ③用途地域の内部で、農地や未利用地となっているエリア

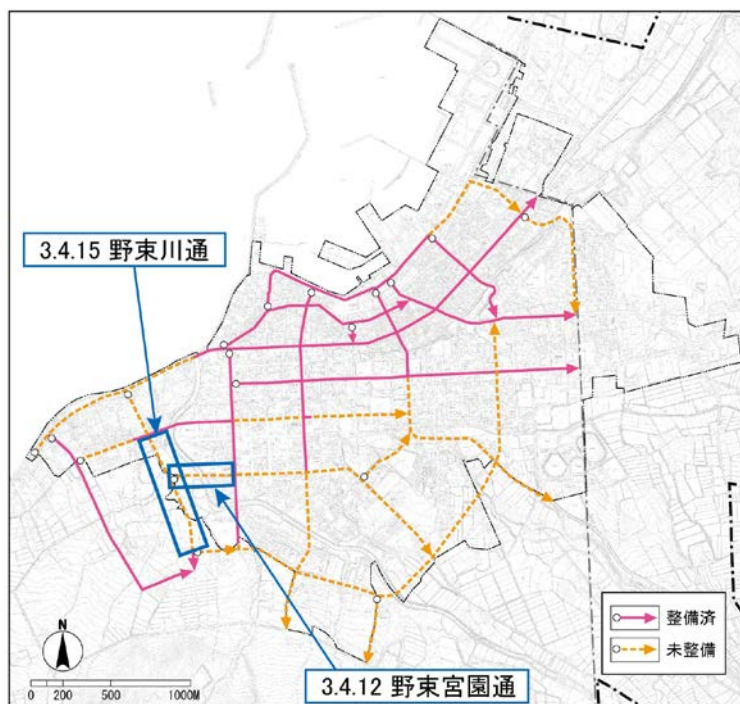
用途地域内でも特に面的に未利用地が広がっている以下の地区について、用途地域の縮小候補と想定し、土地利用に関する地権者アンケートを実施した。

その結果として、地権者から都市的土地利用の意向もみられたことから、現段階においては用途地域の縮小の方向性を明確化せず、今後の動向を見ながらその対応を検討していくことが必要と考える。



(2) 都市計画道路について

岩内町の街路の整備状況は、以下に示す様な状況であり、長期にわたって着手されていない路線もみられる。



このうち、「3.4.12 野束宮園通」、「3.4.15 野束川通」の図に示す区間においては、用途地域が当初決定時（昭和 49 年度）から指定されていたにも関わらず、現在に至っても面的に広く都市的土地利用が図られていない状況にある。

しかし、街路の見直しはベースとなる土地利用（用途地域）の変更によってその理由の整理がなされるものであり、「(1) 用途地域・特定用途制限地域について」の③でも述べたとおり、現段階で用途地域を縮小する方向性を示さないため、短期的ではなく中長期的視点において土地利用のあり方とあわせて、その見直しについて継続的に検討を行っていく。

### (3) 準防火地域について

#### ①岩内町の準防火地域指定の経緯

岩内町では、昭和 29 年に発生した「洞爺丸台風」に起因する大火で、当時の市街地の約 8 割が焼失した経験を有している。

このようなことから、岩内町においては、準防火地域が、他の町よりも広く指定がなされている。（商業系用途地域の合計面積：約 44ha、準防火地域面積：約 172ha）

#### ②準防火地域内における防火性能に関わる概略検討

準防火地域は、大火というまちの大きな歴史的出来事を背景として指定がなされているため、その扱いについては慎重な対応が必要と考えられるが、大火から 60 年経過した現在、エリア内の建築物を取り巻く環境が当時とは変化していることを踏まえ、当該地域の妥当性を検討してくための第一ステップとして、都市の防火性能の概略を把握するための検討を行った。

近年、他都市の準防火地域見直しにおいては、その客観的根拠として、北方建築総合研究所（北総研）により、都市防火性能を評価するための手法－「CVF（Covering Volume Fraction）」を活用した防火性能の検証が行われていることから、ここでは、旭川市の例を参考とし、都市計画基礎調査の建物データをベースとしてGISにより建物構造別の延焼領域を発生させ、これにもとづいて検討を行った。その結果は次の通りである。

○ケース 1：延焼の可能性のあるエリアを、旭川市の場合と同じ 5,000 m<sup>2</sup>とした場合

⇒ 準防火地域の一部に、5,000 m<sup>2</sup>以上の延焼の可能性のないエリアがみられる

○ケース 2：延焼の可能性のあるエリアを、岩内町の気候条件（強風）を考慮して、旭川市の場合の半分（安全側）の 2,500 m<sup>2</sup>とした場合

⇒ ケース 1 に比べて、延焼の可能性のあるエリアが、ほぼ準防火地域全体に発生がみられる

#### ③アンケート調査にみる町民の関心（※町内会・自治会アンケート結果）

「火災の危険を防ぐ区域についての設問」に対しては、「歴史的背景は重要視すべきであり、指定区域は現在のままでよい」（15.6%）と、「異常気象や地震も多いため、安全を優先に考えるべき」（54.9%）とをあわせて、安全第一という考え方が約 7 割を占め、「建物の防火性能は向上しているはずなので、区域を縮小すべき」（17.2%）を大きく上回っている。

#### ④建築士会のヒアリング

準防火地域に関するヒアリング票を配布した 29 人のうち、回答者は 2 人とあまり関心が高いとはいえない結果となっているが、回答を頂いた 2 人の意見としては、準防火地域の縮小を検討すべきというものである。

また、ヒアリングからは金銭面の指摘があるが、準防火に要する金額は、一件の住宅工事費に対して 1~2%程度と考えられるため、準防火による金額アップのみで建築行為が抑制されるとは考えにくい状況にある。

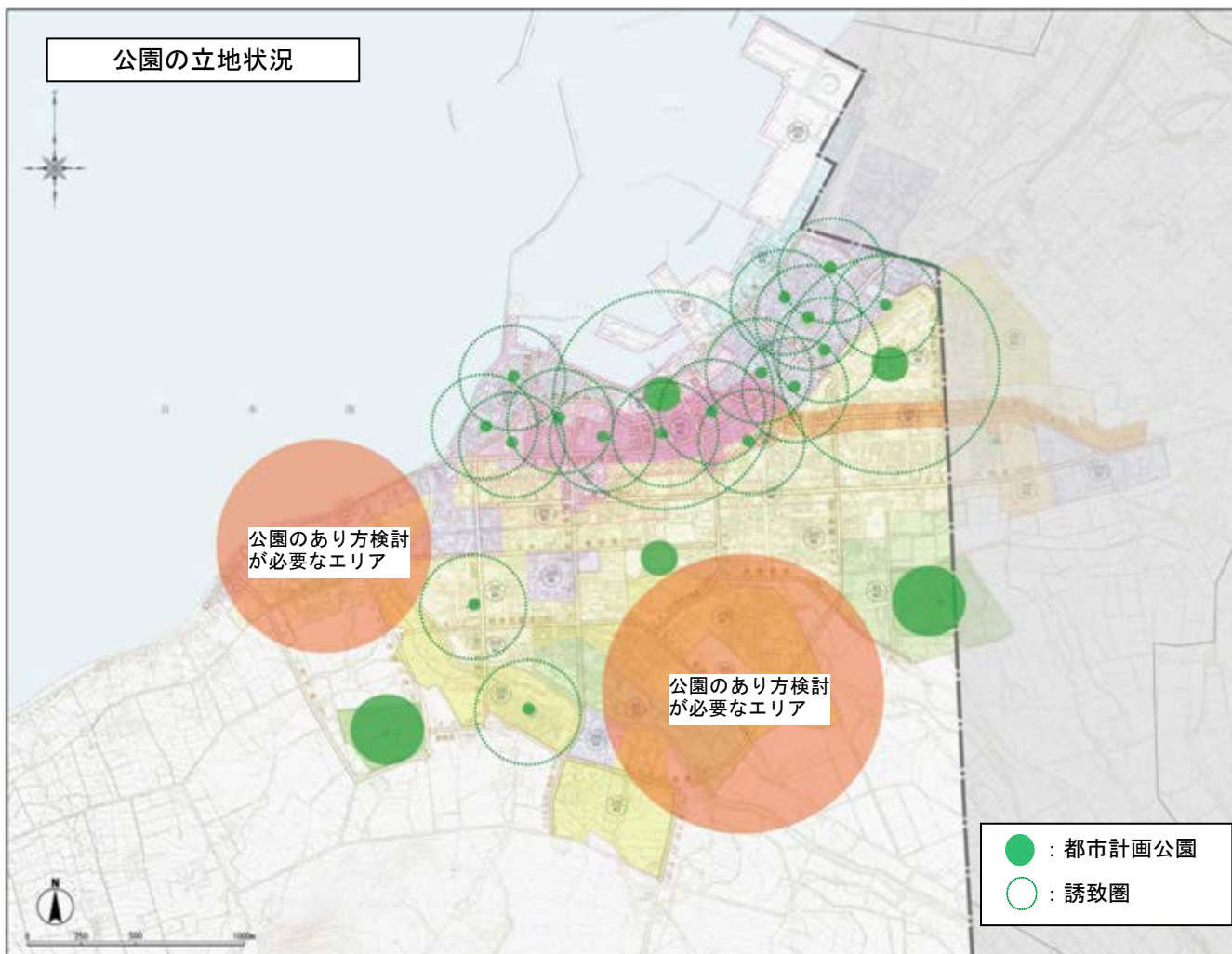
#### ⑤現時点で考えられる当面の方向性

前述の①~④までを総合的に踏まえると、現時点では準防火地域の現状維持が望ましいと考える。

#### (4) 公園について

岩内町では、海側の地区においては、大火後の土地区画整理事業により高い密度で都市計画公園整備が行われている一方で、山側の地区においては、町営住宅等整備と一体的にその敷地内に児童遊園整備が行われてきた経緯があるため、都市計画公園そのものは少ない状況にある。

今後 10~15 年をめどに、山側の老朽町営住宅等の用途廃止・再編を行うことが計画されており、これに伴い団地内に一体で整備された児童遊園も廃止されると考えられることから、山側の地区においては、新たな都市計画公園整備の必要性や可能性について検討していく必要がある。



#### (5) 都市施設について

一般廃棄物処理施設については、2町2村による施設の稼働を行っているが、今後は道の定める「北海道廃棄物処理計画」や「ごみ処理の広域化計画」及び岩内地方衛生組合の一般廃棄物処理基本計画に基づき、最終処分場（都市計画決定済）及び中間処理施設の稼働に向けた整備を図る必要がある。

また、中間処理施設については、今後都市計画決定を行う必要がある。



## 2. まちづくりの課題

### 【岩内町の現況】

- ①位置・地勢・歴史文化等
  - ・ニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定され、良好な自然環境や温泉など、地域資源が豊富である
  - ・周辺自治体（ニセコ地区）で海外資本が進出
  - ・美術館、史跡等の歴史文化施設が数多く存在
  - ・今後、北海道横断自動車道の延伸や岩内共和道路の整備、さらには北海道新幹線による広域アクセス向上が見込まれる
- ②人口・世帯数
  - ・人口は昭和 55 年をピークに減少、少子高齢化傾向が進展
  - ・世帯数も昭和 55 年をピークに減少傾向が継続
- ③産業
  - ・就業者数は第 1 次、2 次、3 次産業とも減少傾向
  - ・漁獲高は近年減少から横ばいに転じ、年間商業販売額は減少傾向
  - ・年間観光入込客数は横ばい傾向
- ④土地利用
  - ・比較的コンパクトな市街地が形成
  - ・市街地周縁部を中心に未利用地が存在
- ⑤都市施設
  - ・都市計画道路の一部に未整備路線が存在
  - ・街区公園等は海側に多く、山側に少ない
- ⑥住宅
  - ・全道と比較して、公営借家比率が高い
  - ・今後、町営住宅等は再編・集約化を図る予定

### 【町民意見等※】

- ①岩内の魅力・良さ
  - ・岩内の自然環境や地域資源を評価する意見が多い
  - ・岩内の海の幸、山の幸、歴史・文化を評価する意見が多い
- ②都市・建設関連
  - ・今後の人口減少を見据えたまちづくりが必要との意見が出されている
  - ・公園については、既存公園の利活用のほか、新たな公園の整備といった意見も出されている
  - ・道路については、既存道路の補修・管理の充実や一部拡幅などを望む意見が多い
  - ・市街地周縁部の用途地域外未利用地については、将来的に建築敷地として利用したいといった意見が出されている
- ③防災
  - ・津波の被害を考慮し、まちを高台に移す案などが挙げられた
  - ・公園については災害時に対応できる整備が、学校等については防災に配慮した配置を望む声が多い
  - ・準防火地域の指定区域については、歴史的背景から安全第一という意見が大半を占め、指定区域を縮小すべきという意見を大きく上回っている
- ④商業・観光・景観
  - ・岩内町は歴史文化資源・景観資源を活かして、観光立町をめざすべきとの意見が出されている
  - ・中心市街地については、総合的な対応策を望んでおり、町民の関心は高い
- ⑤公共交通
  - ・将来的な学校統廃合にあたり、スクールバスの運行やバスルートの再編が必要との意見が出されている
- ⑥協働
  - ・町民自身もまちづくりに対して真剣になるべきとの意見が出ている

※町内会・自治会アンケート、地権者アンケート、建築士会ヒアリング、住民懇談会の意見より

### 【まちづくりの課題のまとめ】

- 自然の保全・活用
  - ・海、山、温泉、景色等、岩内らしい自然環境の保全とこれらを生かした特色ある観光の推進や環境負荷の軽減
  - ・歴史的遺産や美術館等の文化的遺産を生かしたまちづくりと体験・交流（学習）の場づくり
  - ・特色ある河川や道路空間、海水浴場の整備や自然・営農環境の保全
- 生活利便性の向上
  - ・少子高齢化の進行に配慮したまちづくりや、災害に強いまちづくり
  - ・子供が安心して遊べる広い公園と既存の街区公園・P L（小規模な遊び場）の再整備・活用
  - ・病院の充実や児童館、図書館の整備
  - ・高次な体育・トレーニング施設の整備と保健センター及び温水プールの健康増進施設としての活用
- 交通対策、土地利用
  - ・将来人口規模に見合ったまちづくり、新たな市街地動向を踏まえた土地利用の推進
  - ・中心街の再整備と連携した国道の整備方向の検討、及び神社通りの歩道や通学路の整備
  - ・岩内町地域公共交通活性化協議会の検討過程との整合のとれたバスルートの整備や道路整備の優先度合の検討
  - ・準防火地域の将来的な見直し検討と老朽町営住宅等の解消及びまちなか居住（町営住宅等や民間賃貸住宅）の推進
- 中心市街地の活性化
  - ・まちなかのぎわいづくり（公共施設や併用住宅の整備）と休憩スペースの整備及び駐車場の整備方向検討
  - ・商店街が自ら行う商店街の再整備や再開発事業等の検討
  - ・道の駅やタラ丸市場及びさわやかトイレの位置づけの明確化と再配置・再整備の検討

### 【見直し課題・個別都市計画課題】

#### <都市計画マスタープランの見直し課題>

- ①人口減少に対応した都市空間形成が必要
- ②誰もが安心・安全に暮らせる都市空間形成が必要
- ③市街地の状況変化に対応した都市空間形成が必要
- ④環境負荷の軽減に配慮した都市空間形成が必要
- ⑤限られた財源を効果的に活用した都市空間形成が必要



#### <個別都市計画課題>

- ①用途地域・特定用途制限地域について
  - ・白地地域については、自然環境の保全や人口減少下においても効率的なまちづくりを行っていくことを目指し、特定用途制限地域の指定による土地利用コントロールを検討する。
  - ・市街地周縁部の用途地域については、今後の土地利用動向を見ながらその対応を検討することとし、当面現状維持とする。
- ②都市計画道路について
  - ・長期未着手路線については、ベースとなる土地利用（用途地域）の動向を見ながらその対応を検討することとし、当面既定計画通りとする。
- ③準防火地域について
  - ・都市防火性能を評価するための手法「C V F（Covering Volume Fraction）」を活用した防火性能の概略検討結果や安全第一という住民意向等を総合的に勘案し、当面現状維持とする。
- ④公園について
  - ・山側の老朽町営住宅の用途廃止・再編に伴い、山側の地区の公園整備のあり方を検討する。
- ⑤都市施設について
  - ・一般廃棄物処理施設については、最終処分場（都市計画決定済）及び中間処理施設の稼働に向けた整備を図る必要がある。

## IV. 全体構想

### 1. まちづくりの将来像

岩内町は、漁業を基幹産業としながら水産加工業や周辺町村の商業・業務等の中心都市として、またニセコ、積丹、羊蹄山麓の広域観光拠点として発展してきた町である。

また、日本海の優れた海洋資源を有するほか、岩内岳山麓の豊かな森林や温泉及び美しい景観に恵まれた町である。

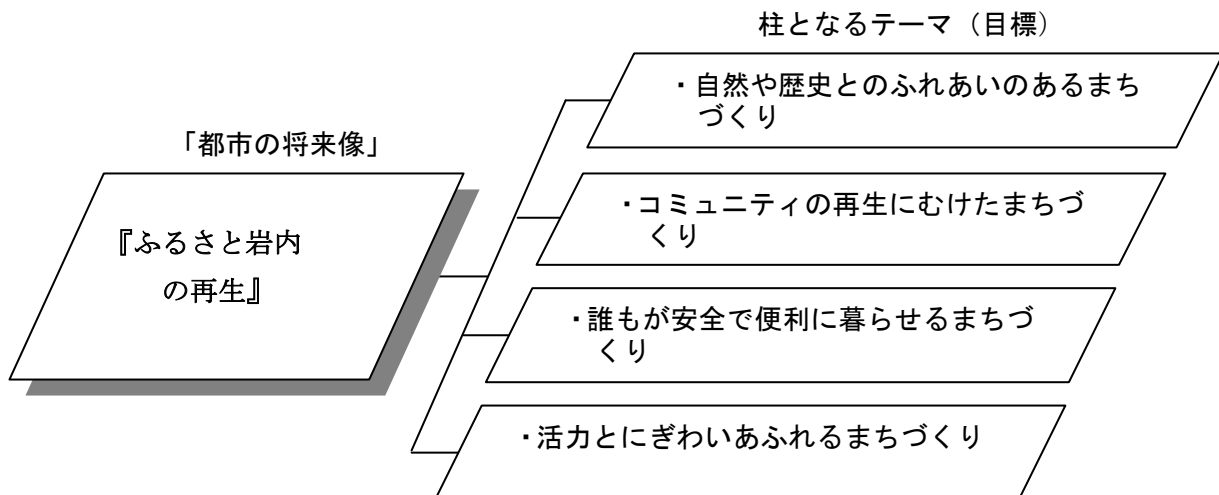
近年、岩内新港の整備やフェリー就航に伴う新規企業の立地等、新たな取り組みを行ってきたところであるが、水産資源の減少や輸入による価格低下、後継者不足による不透明な将来展望、郊外店舗の立地等による商業活動の低迷等に加え、少子高齢化や景気の低迷が続く中で、産業活動の停滞や人口減少及び地域活力の低下がみられる。このため、これからの岩内町において求められるのは、地域産業や地域が有する資源を今一度見直していくとともに、住民と行政が協力しながら共に暮らしやすいまちづくりを行っていくことが考えられる。

このような状況の中で、新たな岩内町総合計画では、「協働によるまちづくり」とともに、「少子高齢化社会に対応した健康で安心して生活ができるまちづくり」、「地域資源の再確認・再活用による活力あるまちづくり」、「限られた財源を活かす成果志向の行財政運営」を進めるものとしている。

したがって、岩内町都市計画マスタープランでは、これら豊かな海、山、川の特徴ある自然環境や歴史的・文化的遺産という地域資源の再認識のもとこれらを最大限に活用し、地域産業の再生を図るとともに、協働のまちづくりの視点を持ちながら、誰もが生き生きと健康で安心して暮らせるような地域社会の再生をめざす上で「ふるさと岩内の再生」を都市の将来像とし、まちづくりを進めるものとする。

### 2. まちづくりのテーマ（目標）

「ふるさと岩内の再生」をめざす都市づくりを進める上で、柱となるテーマ（目標）を「自然や歴史とのふれあいのあるまちづくり」、「コミュニティの再生にむけたまちづくり」、「誰もが安全で便利に暮らせるまちづくり」及び「活力とにぎわいあふれるまちづくり」として施策の展開を図る。



#### (1) 自然や歴史とのふれあいのあるまちづくり

岩内町の海、山、川の特徴ある自然環境の保全を図るとともに、これらを生かした魅力ある都市空間の形成や観光・レクリエーション活動の活性化を図る。

また、歴史的遺産や文化的遺産の保全を図るとともに、これらを生かした特色ある都市空間の形成や交流、学習活動の活性化を図る。

#### (2) コミュニティの再生にむけたまちづくり

少子高齢化にむけて誰もが安心して暮らせる福祉等、生活関連施設の整備や身近な生活道路及び公園、下水道等の整備促進を図る。

老朽化した町営住宅等の再編(建替・用途廃止)にあわせた良好な居住環境の形成を図るとともに、多様な住宅ニーズに対応した魅力ある住機能の形成を図る。

#### (3) 誰もが安全で便利に暮らせるまちづくり

広域交通網や港湾機能の充実を図り、他都市との連携を深めるとともに、役場庁舎を核として、高次な医療、福祉、文化、スポーツ等の活動を支える都市機能の充実に努める。

計画的な土地利用の推進や市街地内の幹線道路網の整備・充実を図るとともに、安全な歩行者ネットワークの整備やバスルートの再編を含む公共交通の利便性の確保を図る。

水害、がけ崩れ、その他の災害発生の可能性のある地区については市街化を抑制するなど、災害に強いまちづくりを進めるとともに、緑化の促進や保全に努め災害の防止を図る。

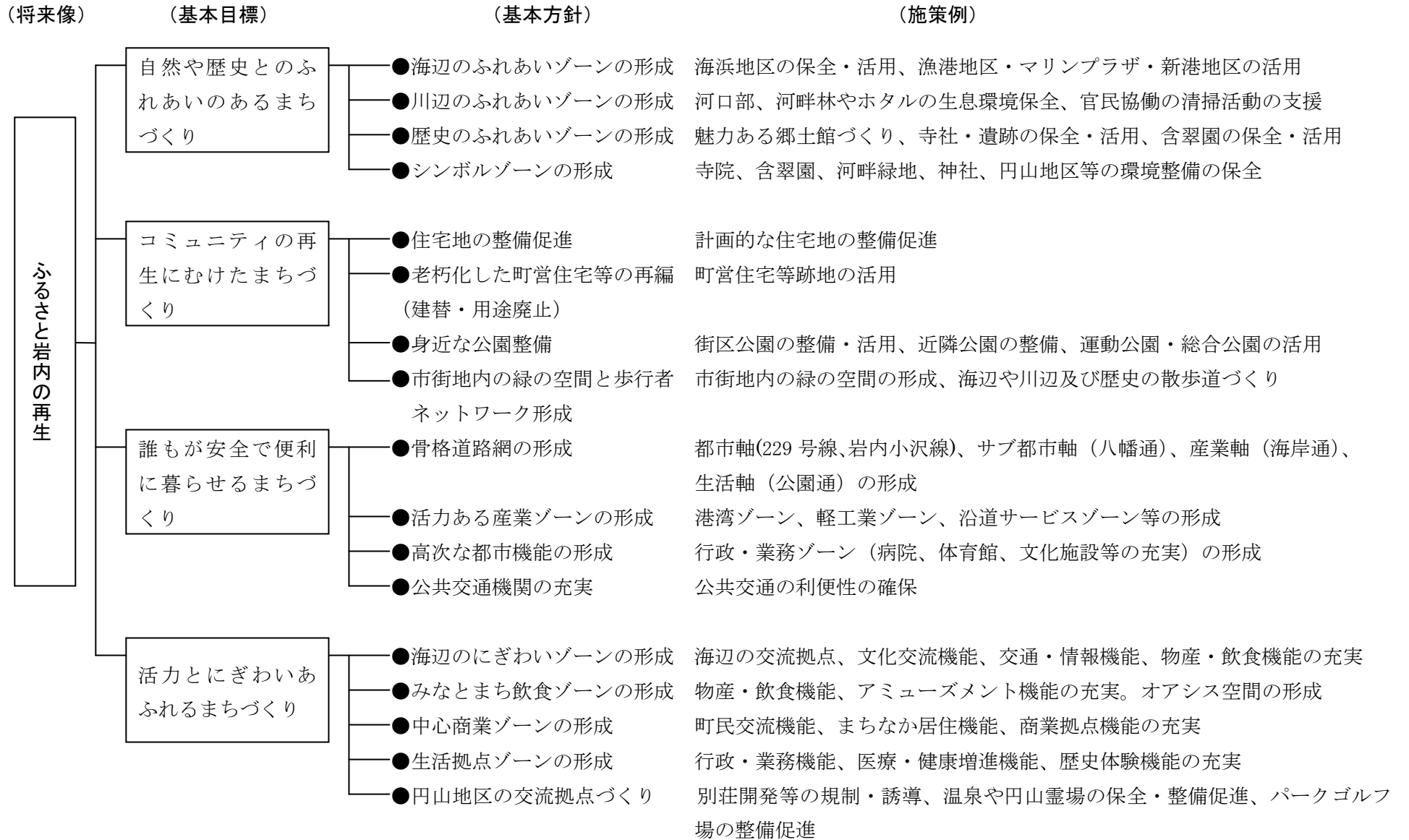
#### (4) 活力とにぎわいあふれるまちづくり

マリンパーク周辺の高次な文化、交流、物産機能の充実、再編を図ることによって特色あるにぎわいの核づくりや魅力あるみなとまち空間の創出をめざす。

商店街の再整備にあわせたまちなか居住の推進や公共施設の導入を図ることによって、にぎわいと活力ある中心市街地の形成をめざす。



岩内町都市計画マスタープランの骨子



### 3. 将来都市構造

#### (1) 自然や歴史とのふれあいゾーンづくり

岩内町の良好な自然環境を生かした「海辺のふれあいゾーン」や「川辺のふれあいゾーン」の形成を図るとともに、歴史的な資源を活用した「歴史のふれあいゾーン」の形成を図る。特に岩内町特有の歴史的空間及び自然空間の集積するゾーンを「シンボルゾーン」として位置づけ、これら良好な空間の整備・保全により、町民が安心・安全に過ごせる都市空間の形成を図る。

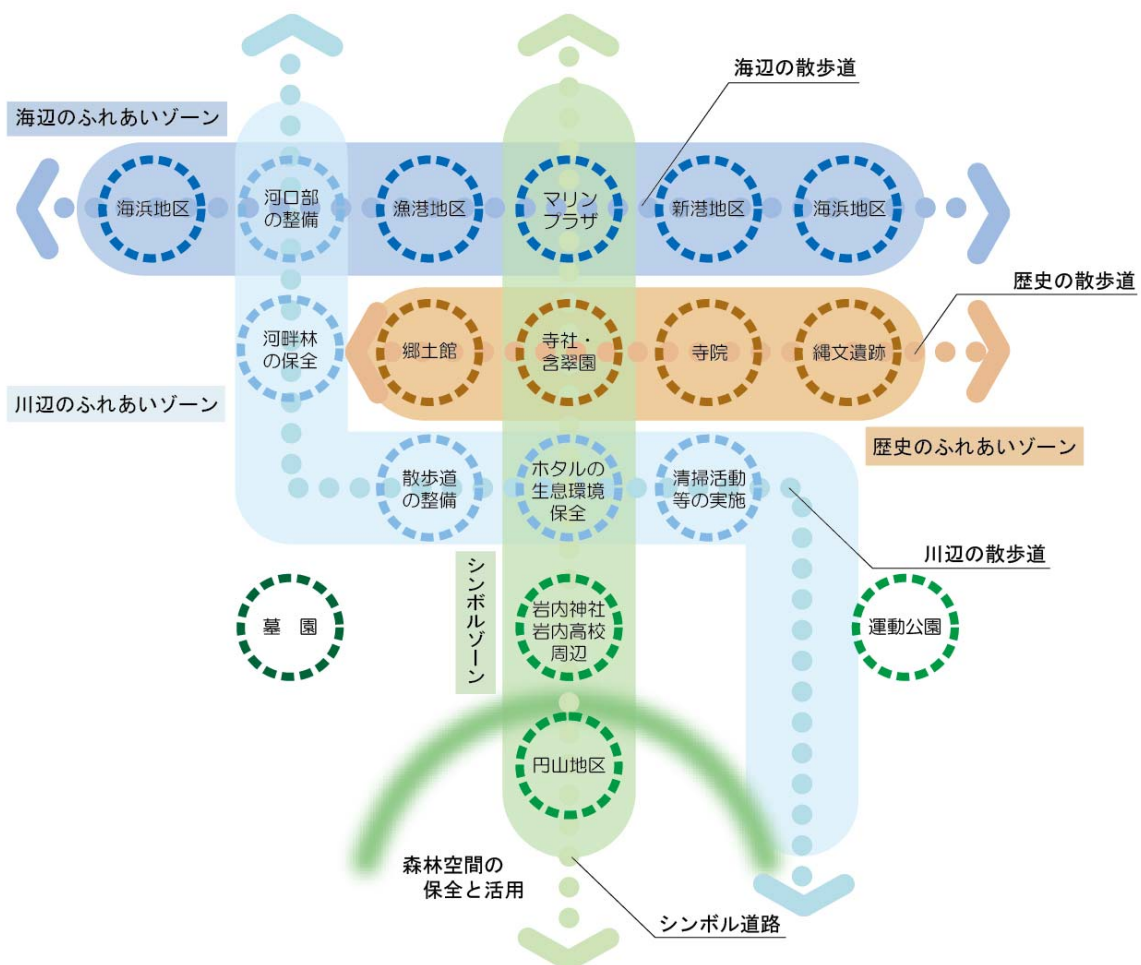
「海辺のふれあいゾーン」については海浜地区やみなとまち空間の保全・整備を図るとともに、マリンプラザを中心としたまちの顔となる都市空間の保全・整備や、「海辺の散歩道」の整備を図る。

「川辺のふれあいゾーン」については、野東川や市街地内の小河川の保全・整備を図るとともに、官民が連携した清掃活動等の推進や、「川辺の散歩道」の整備を図る。

「歴史のふれあいゾーン」については、寺社や各種遺跡及び庭園等の歴史的遺産の保全・活用を図るとともに、これらを連絡する「歴史の散歩道」の整備を図る。

マリンプラザから岩内神社を経て、円山地区に至るゾーンを「シンボルゾーン」として位置づけ、魅力ある都市空間の保全・整備を図るとともに、円山地区に連絡する「シンボル道路」を整備を図る。

円山地区を含む用途地域外の白地地域については、できる限り面的な開発を抑制し、既存の良好な森林空間や温泉資源及び景観等の保全を図るとともに、これら周辺の自然環境等に配慮した施設整備に努める。



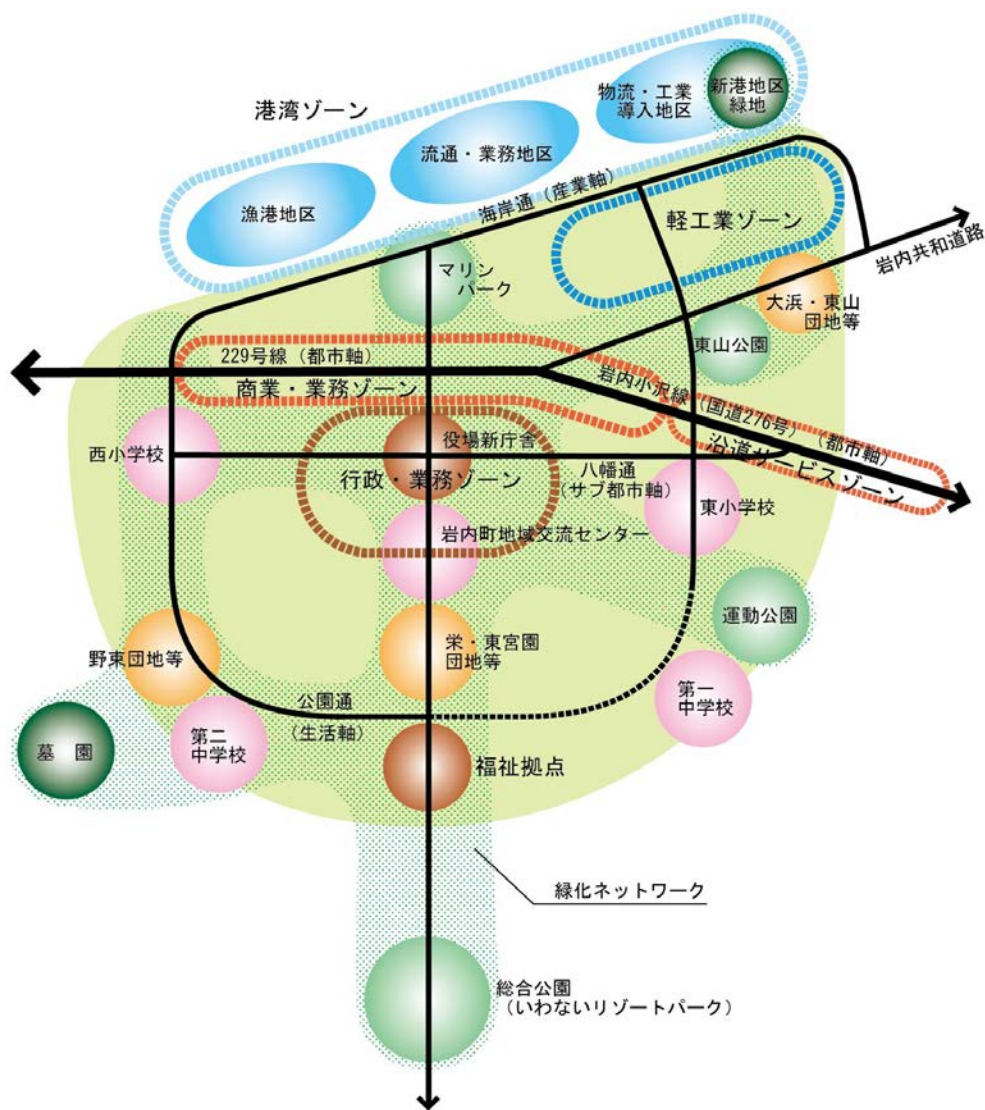
## (2) コンパクトな市街地形成と活動軸の整備

今後の岩内町の都市づくりにおいては、将来にわたる人口減少を見据えた、まちの効率的かつ効果的な土地利用を図るとともに、岩内町の財産といえる豊かな自然や景観資源等の保全を目指すことを基本とした適切な土地利用を推進する。このため、新たな拡大は原則抑制し、また既存市街地内未利用地については、土地の活用や転換について再検討を行うとともに、災害に強いまちづくりにも配慮しながら、コンパクトかつ効率的な市街地形成を進めていくこととする。

既存市街地の土地利用構想としては、海岸通以北を「港湾ゾーン」、大浜地区等を「軽工業ゾーン」、229号線と岩内小沢線（国道276号）を軸とする地区を「商業・業務ゾーン」・「沿道サービスゾーン」、八幡通を軸とする地区を「行政・業務ゾーン」、既存の野東地区の老人福祉施設（岩内ふれ愛の郷等）周辺を「福祉拠点」として位置づける。住宅地は、基本的には229号線の沿道を除く南側地区とし、既存の小学校に加え、幼稚園、公園、保育所、コミュニティ施設等をバランスよく配置するとともに、町営住宅等の再編（建替・用途廃止）もしくは維持保全を図る。

229号線と岩内小沢線（国道276号）を市街地の主軸となる「都市軸」、八幡通を「サブ都市軸」、海岸通を「産業軸」、公園通を「生活軸」として位置づけ、ネットワークの形成を推進する。なお、都市計画道路については、将来的な人口減少をイメージしたコンパクトなまちづくりとの整合のもとその役割を再度見直し、路線変更等も含めて将来的なネットワークのあり方を検討していくこととする。

市街地内に広く位置している既存の主要な公園・緑地を結ぶ緑の歩行者ネットワークの形成に向け、主要道路（都市計画道路）の緑化の推進を位置付けることにより、公園・緑地を連絡する安心して歩ける緑化ネットワークの形成を図る。



### (3) にぎわいの核と交流拠点づくり

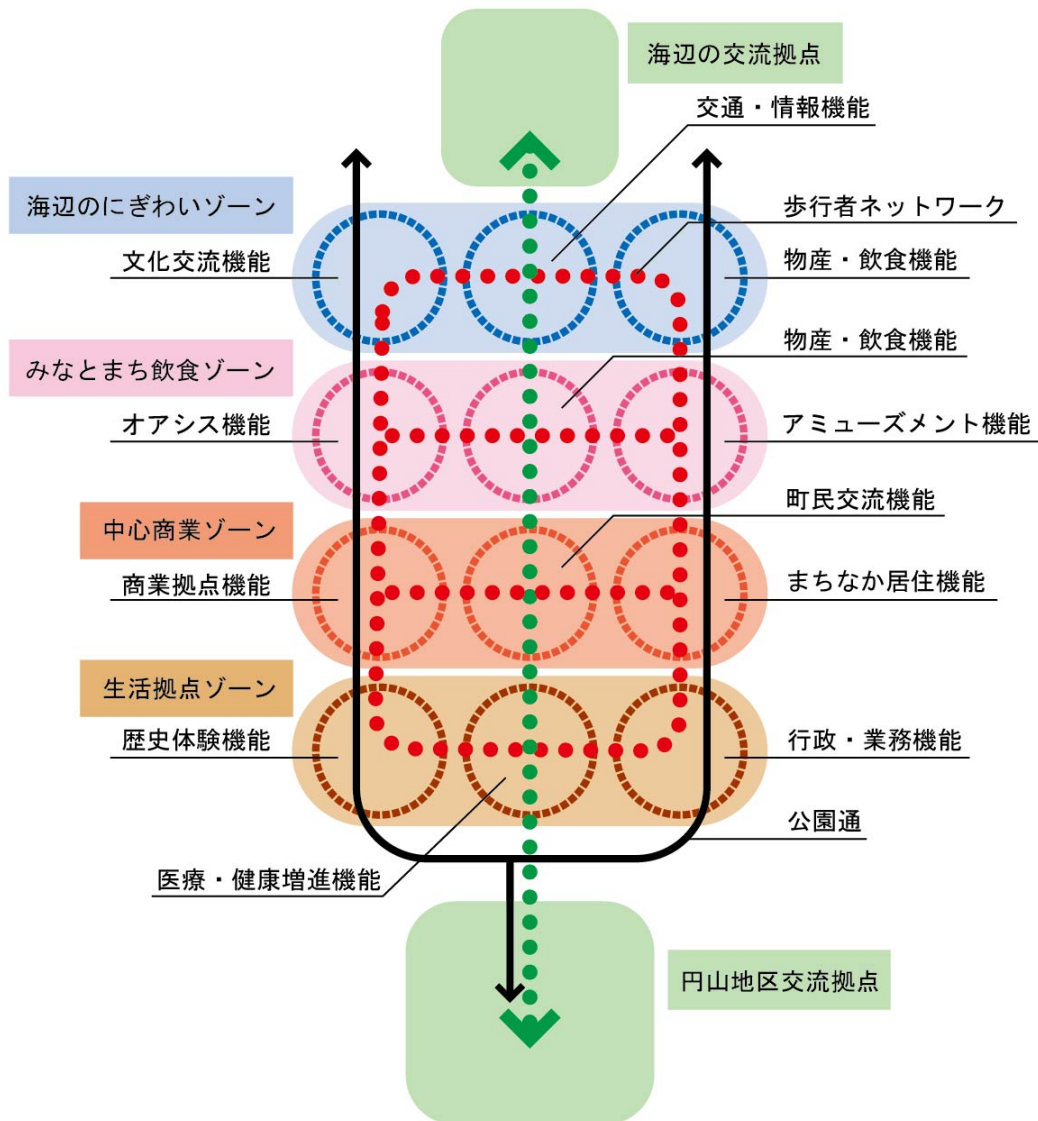
中心市街地に隣接した「海辺の交流拠点」の形成を図るほか、道の駅やタラ丸市場等を再編・活用し、中心商業ゾーンと一体化した活力ある「海辺のにぎわいゾーン」の形成をめざす。

みなとまちとしての飲食機能の集積を生かし、アミューズメント機能や飲食機能及び物産・物販機能の集積を図るとともに、既存の街区公園等を活用したオアシス空間の創出を図ることによって、魅力ある「みなとまち飲食ゾーン」の再生をめざす。

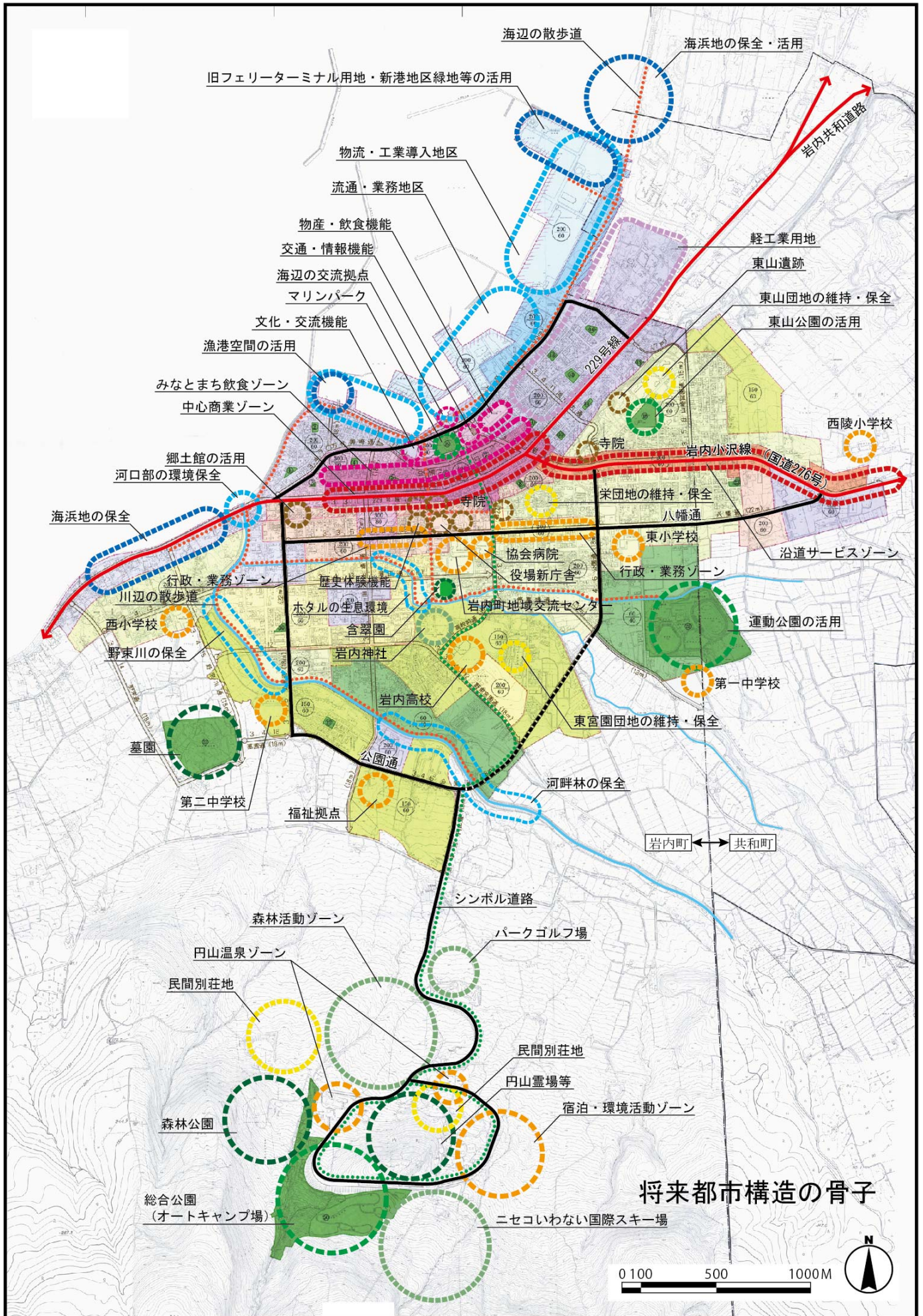
民間賃貸住宅の導入等によるまちなか居住機能の増進や公共施設の導入による町民交流機能の創出及び再開発事業等による商業拠点機能の形成を図ることによって、活力ある「中心商業ゾーン」の再生をめざす。

岩内町民体育館や岩内町民プールの有効利用を図るとともに、役場庁舎の移転整備を契機とした高次な行政・業務機能の集積や新たな歴史体験機能の導入等により、町民が活発に交流する「生活拠点ゾーン」の形成をめざす。

円山地区については、既存施設の有効利用や温泉施設の再整備を図ることによって町民のレクリエーションの場としての利用促進を図るとともに、自然環境や温泉資源及び景観へ十分に配慮しながら、新たな交流機能の導入を図ることによって「広域の交流拠点」としての魅力向上を図る。







将来都市構造の骨子

0 100 500 1000M





## 4. 土地利用方針

### (1) 市街地周辺の土地利用

都市的土地利用の範囲は、原則として既存の用途地域をベースとした下水道全体計画区域とその周辺とし、市街地周辺の農用地域や森林地域の保全を図るとともに、近年、市街地南部の道道野東清住線等の沿線にみられる住宅等の立地については、可能な限り計画的な土地利用の整備・誘導を図る。

また、市街地周縁部の用途地域にあって、長期にわたり都市的土地利用が図られていない地区については、今後の開発動向を踏まえながら適正な規制誘導について検討する。

### (2) 誰もが安心して住み続けることのできる魅力ある住宅地の形成

野東川以南及び以西の野東地区は、良好な自然環境を生かした、静かで落ち着いたある低層住宅地もしくは、中層住宅地として位置づけられることから、既存の良好な住環境の保全を図るとともに、町営住宅等跡地を活用した特色ある住宅地の形成に努める。

また、町営住宅等を中心とする野東団地や、周辺の計画的に整備された住宅地については、良好な住環境の維持保全に努める。

大規模な町営住宅等や、オープンスペースを有する宮園地区については、良好な景観や自然環境を生かした、静かで落ち着いたある低層住宅地として位置づけられることから、西宮園団地の跡地活用や住環境整備を推進するとともに、都市計画道路の整備等にあわせた、計画的な特色ある新規住宅地の形成に努める。また、大規模町営住宅等として建替整備された東宮園団地については、良好な住環境の維持保全に努める。

中心市街地に近く、大規模な町営住宅等の立地する東山地区及び栄地区については、交通条件に恵まれた、利便性の高い中層住宅地として位置づけられることから、これら大規模な町営住宅等と一体となった住宅地整備を促進する。

また、大規模町営住宅等として建替整備された東山団地や栄団地については良好な住環境の維持保全に努める。

中心市街地に近く、一部、水産加工場等の混在や、町営住宅等の集積がみられる高台、清住、相生地区は、住環境に悪影響を及ぼす恐れが少ない、工場や作業所及び各種業務施設等の混在する利便性の高い住宅地として位置づけられることから、今後も町営住宅等跡地を活用した整備促進を図る。

中心市街地に近く、港湾地区の背後に位置する大浜地区については、水産加工場等の軽工業施設や、運輸・建設業等の港湾関連業務施設と、住宅が混在する職住近接型の住宅地として位置づけられることから、今後とも、港湾地区に隣接した利便性の高い混在型住宅地として住環境の保全を図る。

なお、大浜団地跡地については、利便性の高い住宅地としての整備促進を図る。

漁港背後に位置し、一部住宅等への塩害がみられる大和・御崎地区は、中心市街地に近く、水産加工場もあることから、今後とも、職住近接型の利便性の高い混在型住宅地として住環境の保全を図るとともに、十分な塩害対策等の検討を図る。

中心市街地の大半を占める万代地区は、中心市街地として生活利便施設等が集積しており、また、近年、少子高齢化の進行等に伴い、利便性の高いまちなかでの居住ニーズが高まっていることから、中心商業ゾーン等の整備にあわせて、民間活力等を活用した、まちなか居住の推進を図る。

また、町営住宅等の跡地においては、公園等の整備を含めて周辺住環境の向上に資する活用を行っていく。

### (3) にぎわいと活力のある中心商業ゾーンの形成

229号線を軸とする商業地域については、既存の商業集積を生かした中心商業ゾーンとして位置づけ、より高次の商業・業務・サービス機能等の集積を図る。

中心商業ゾーンについては、人口・世帯の減少や空き店舗の増加等により、活力の低下がみられることから、誰もが安心して便利に暮らすことのできる、まちなか居住の促進を図るとともに、町民が交流し、にぎわいを創出できるような公共施設の導入や、集客力の高い核店舗等の導入をめざす。

これら中心商業ゾーンと、道の駅やタラ丸市場の密接な連携を図ることによって、観光客や来町者等が気軽に買物等を楽しめるような、商業ゾーンの形成に努めるとともに、飲食ゾーンや歴史ゾーンとの連携を強化し、回遊性や多様性のある商業ゾーンの形成に努める。

商店街が自ら行う、空き地を活用した駐車場の整備や、空き店舗を活用した特色ある活動拠点づくりもしくは国道の緑化空間を活用した花の植栽等を促進し、にぎわいのある商店街の再生をめざす。

これらの施策展開にあたっては、商店街のソフトな施策展開を主体とした検討や、再開発事業等のハードな事業展開を主体とした検討を行い、効率的かつ効果的な商業ゾーンの整備を図る必要がある。

なお、既存の道の駅やタラ丸市場については、場所がわかりづらい、トイレや駐車場が使いづらい、魅力ある物産施設が少ないなど、様々な改善点が指摘されていることから、住民や利用者及び、商店街が一体となって、これらのあり方について検討を行う。

また、既存の中心商業ゾーンの再生方向を明らかにした上で、今後、商業機能の集約的な立地を促進できるような土地利用の誘導規制方策等について検討を行う。

### (4) 特色ある飲食・娯楽ゾーンの形成

岩内町においては、みなとまちの特色として、漁港背後から発展した飲食店街が、中心商業ゾーンの中通り沿いに細長く形成されており、みなとまちとして独特の雰囲気醸し出しているが、近年、漁業等の主力産業の停滞等に伴い、空き店舗や老朽施設が増加しており、飲食店街としての魅力が低下している。

したがって、今後は、中心商業ゾーンと連携した特色ある飲食・娯楽機能の導入促進を図るとともに、既存の街区公園や空き地及び、中通り等を活用した魅力あるオアシス空間の形成に努める。

### (5) 利便性の高い沿道サービスゾーンの形成

229号線から分岐し、札幌・小樽方面へ向かう岩内小沢線（国道276号）沿線は、交通利便性を生かした各種沿道サービス施設の立地がみられ、共和町側ではホームセンターやスーパーマーケット等の各種ロードサイド店舗の立地がみられる。

以上のことから、岩内小沢線（国道276号）沿線の地区は今後とも、沿道サービスゾーンとして位置づけ、背後の住宅地に悪影響を及ぼす恐れのない、多様な沿道サービス施設の立地促進を図るとともに、これら沿道サービスゾーンは中心市街地への導入アクセスとなることから、魅力ある道路空間や沿道景観の形成に努める。

### (6) 職住の近接した軽工業ゾーンの形成

港湾背後の大浜地区については、住宅地に悪影響を及ぼす恐れのない水産加工場や運輸・倉庫施設及び、建設関連施設等が住宅と混在する軽工業ゾーンとして位置づけるほか、大和・御崎地区についても、漁港背後の水産加工施設等が住宅と混在する軽工業ゾーンとして位置づける。

清住地区や相生地区の一部にみられる水産加工場や、運輸施設を主体とする住工混在地区については、当面、軽工業ゾーンとして位置づけるものとするが、今後、可能な限りこれらの工場等を港湾地区へ移転・誘導し、住宅地としての利用促進を図る。

工場（日本アスパラガス）やし尿処理施設の立地する地区については、これらの施設利用に限定されていることから、周辺地域への環境対策に配慮するものとする。

円山地区方面の工場（木地リード）が立地する地区については、周辺の自然環境を生かした先端技術産業や、工芸品等の周辺環境に悪影響を及ぼす恐れのない企業の誘致を図る内陸型工業地として位置づける。

#### **（７）高次な物産・物流、工業機能の集積する港湾ゾーンの形成**

漁港や漁業関連施設の立地する漁港地区については、深層水を活用した漁業関連施設の整備や、特色あるみなとまち景観の形成を図るとともに、マリンパークに隣接した地区においては中心商業ゾーンのオアシスとなるような親水空間等の整備検討を図る。

工場や港湾関連施設及び、物流施設の立地する流通・業務地区については、今後とも港湾関連の流通・業務施設や工場の立地を促進すべき地区として位置づけ、効率的な土地利用をめざす。

新規誘致企業の立地する物流・工業導入地区については、今後とも、新規企業の立地促進を図るべき地区として位置づけるほか、旧フェリーターミナル用地については、今後の状況を踏まえながら、土地利用の方向を検討していくべき地区として位置づける。

公有水面の埋立事業が竣工した地区については、用途地域及び臨港地区を定め、適切な港湾利用を図る。

#### **（８）その他の特色ある交流拠点の形成**

寺社や歴史的遺産等の集積する岩ヶ嶺通りや、神社通りを軸とする地区を歴史ゾーンとして位置づけ、寺社の環境整備や歴史的遺産の保全等を促進するほか、岩ヶ嶺通りを歴史の散歩道として、神社通りをシンボル道路として位置づけ、各々特色ある道路空間の整備や沿道景観の創出を図る。

八幡通を軸とする地区を、行政・業務ゾーンとして位置づけ、役場新庁舎をはじめとする各種行政・業務・生活関連施設等の集積を図るほか、各施設敷地内の緑化等を促進し、緑豊かな空間づくりをめざす。

このうち、岩内町民体育館敷地については、適正な用途地域への変更を行う。

老人福祉施設（岩内ふれ愛の郷等）の立地する地区は、周辺地域を含めた福祉拠点として位置づけ、多様な高齢者福祉・介護機能や高齢者向け居住機能の立地促進を図る。

#### **（９）自然と調和した環境形成**

都市計画区域内で用途地域外の白地地域については、良好な環境形成と効率的な市街地形成に向けて、建築物の立地適正化も見据えながら、特定用途制限地域など適切な規制誘導方策について検討を図る。

また、地域資源を再認識し、未利用エネルギーの域内循環など地域特性に応じた社会基盤の共同化や省エネ化も検討し、自然環境保全と持続可能な地域づくりに努める。






















全体として町の都市構造を見渡しながらか、生活を支えるコンパクトなまちづくりに向けた適正な規制誘導の手法について検討するとともに、地域の景観上、阻害要因となっている倒壊の恐れのある空き家についても対応を検討する。

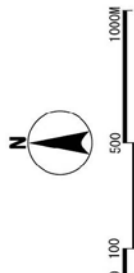
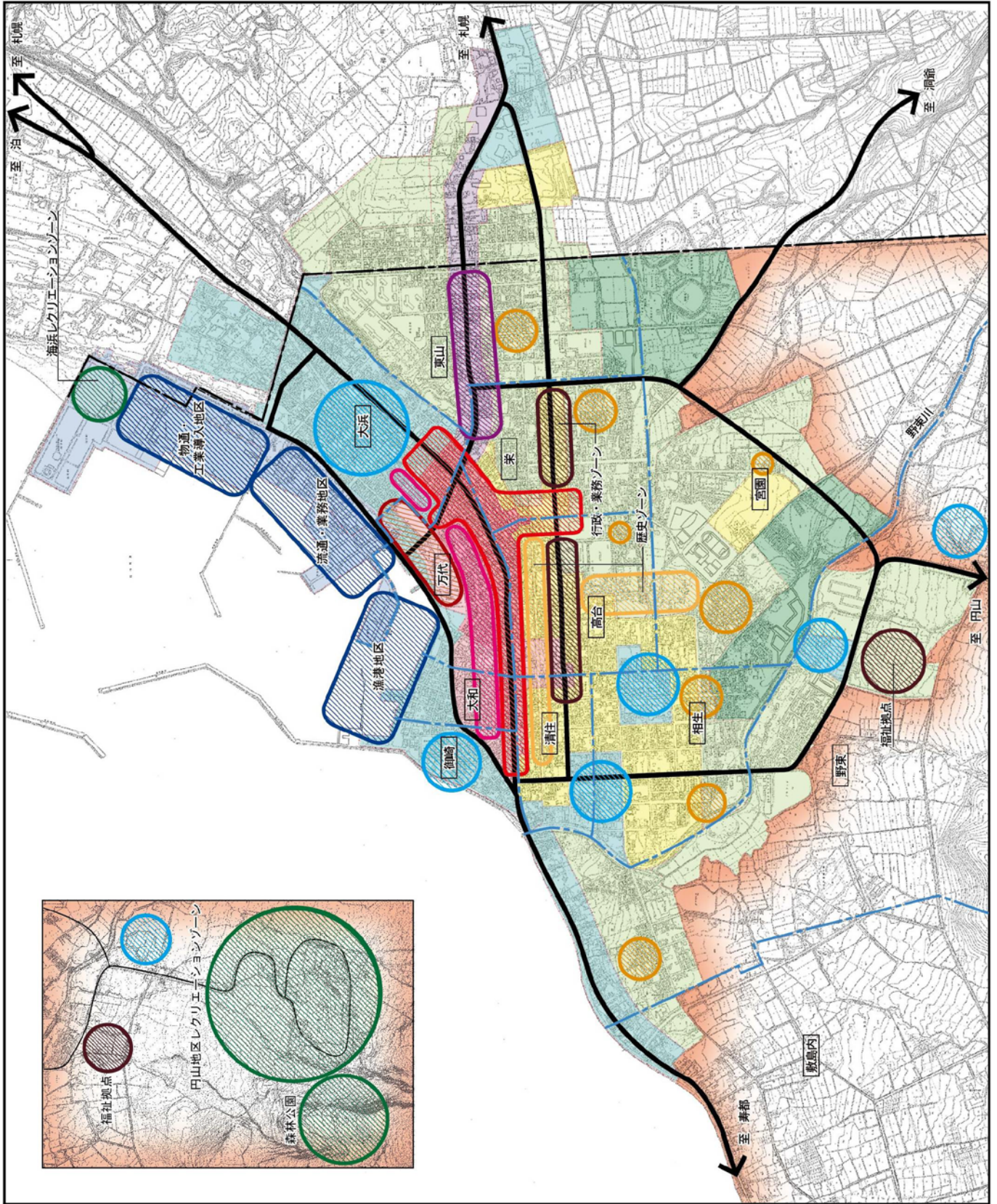
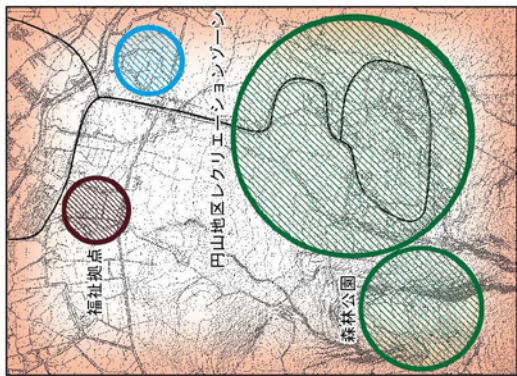
また、北海道の「次世代北方型居住空間モデル構想」等を参考にしながら、持続可能な都市空間形成についても検討する。



# 岩内町都市計画 マスタープラン

## 土地利用方針図

-  町住再編・住環境の整備推進
-  中心商業ゾーン
-  海辺のにぎわいゾーン
-  飲食ゾーン
-  沿道サービスゾーン
-  軽工業ゾーン（住工混在）
-  港湾ゾーン
-  歴史ゾーン
-  行政・業務ゾーン、福祉拠点
-  主要なレクリエーションゾーン
-  特定用途制限地域検討エリア
-  低層住居専用地域
-  中高層住居専用地域
-  住居地域
-  準住居地域
-  近隣商業地域
-  商業地域
-  準工業地域
-  工業地域・工業専用地域
-  字界
-  行政区界





## 5. 交通体系方針

### (1) 広域交通ネットワークの強化

岩内町と札幌方面・函館方面を高速で連絡する、北海道横断自動車道の整備促進を図るほか、これと直結する岩内共和道路の整備促進を図る。

岩内町と苫小牧・千歳方面を連絡する岩内小沢線（国道276号）や、寿都・積丹方面を連絡する229号線は広域の幹線道路としてだけでなく、岩内町と主要な観光地を連絡する広域の観光ルートとして重要な役割を果たしていることから、安全対策等を含めた整備促進を図る。

停車場通（道道岩内洞爺線）は、広域の産業・生活道路としてだけでなく、本町とニセコ・洞爺方面を連絡する広域の観光ルートとして重要な役割を果たしていることから、通年通行を含めた整備促進を図る。さらに、平成25年3月に泊発電所周辺地域原子力防災計画において、退避所が変更になったことから、避難路としての役割にも配慮した整備を促進する。

### (2) 市街地内の幹線道路ネットワーク形成

市街地内の幹線道路については、避難路としての役割や安全な歩行空間づくりにも配慮しながら、順次整備促進を図る。また、主要な道路については、魅力ある沿道景観形成に向けて植樹・植栽等の緑の創出を行っていく。

北海道耐震改修促進計画及び岩内町地域防災計画において、緊急輸送道路として位置づけされている都市計画道路については、防災上の役割からも整備促進を図る。

市街地内の都市軸として位置づけられる229号線の野束川以西区間の整備促進を図る。また、野束、敷島内地区の229号線から山側への避難路について、既存の道路の活用も含めてその確保を検討する。

229号線を補完する産業軸として位置づけられる海岸通については万代御崎通との一体化を図る。

市街地内の生活軸として位置づけられる公園通の整備促進を図るとともに、シンボル道路や通学路及び、観光ルートとして重要な役割を果たす停車場通や高校前通及び、円山通の整備推進を図る。

八幡通とあわせて229号線を補完するサブ都市軸として位置づけられる薄田通の整備促進を図るとともに、シンボル道路の一部を構成する野束宮園通の終点側区間の整備推進を図る。

旧波止場通は公園通を補完する円山地区への主要なアクセス道路として、重要な役割を果たしていることから、終点側区間の整備促進を図る。

野束川通や野束宮園通の野束川横断区間（起点側）については、周辺の将来土地利用との整合のもと、防災等の役割を考慮しながらそのあり方等について検討を進める。

### (3) 公共交通機関等の充実

岩内町地域公共交通活性化協議会の検討過程との整合を図りながら、既存の路線バスの利便性確保やまちの活性化など、今後の社会情勢の変化に応じて見直しに向けた検討を進める。

### (4) 歩行者ネットワークの形成

回遊性のある中心商業ゾーンを形成するため、主軸となる229号線や岩内小沢線（国道276号）に連絡する中通りの整備推進を図る。










生活軸となる公園通の整備を推進するほか、主要な通学路として位置づけられる停車場通や高校前通、薄田通及び野束宮園通の歩行空間の整備を推進する。

歴史の散歩道として位置づけられる岩ヶ嶺通りや、シンボル道路として位置づけられる神社通りから円山通に至るルートにおける、特色ある歩行空間の整備推進を図るとともに、旧国鉄用地を活用した歩行者・自転車ネットワークの位置づけの検討を行う。

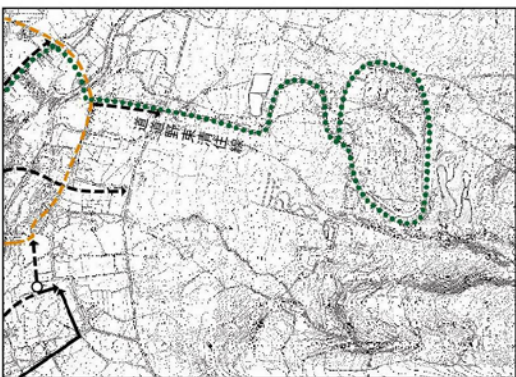
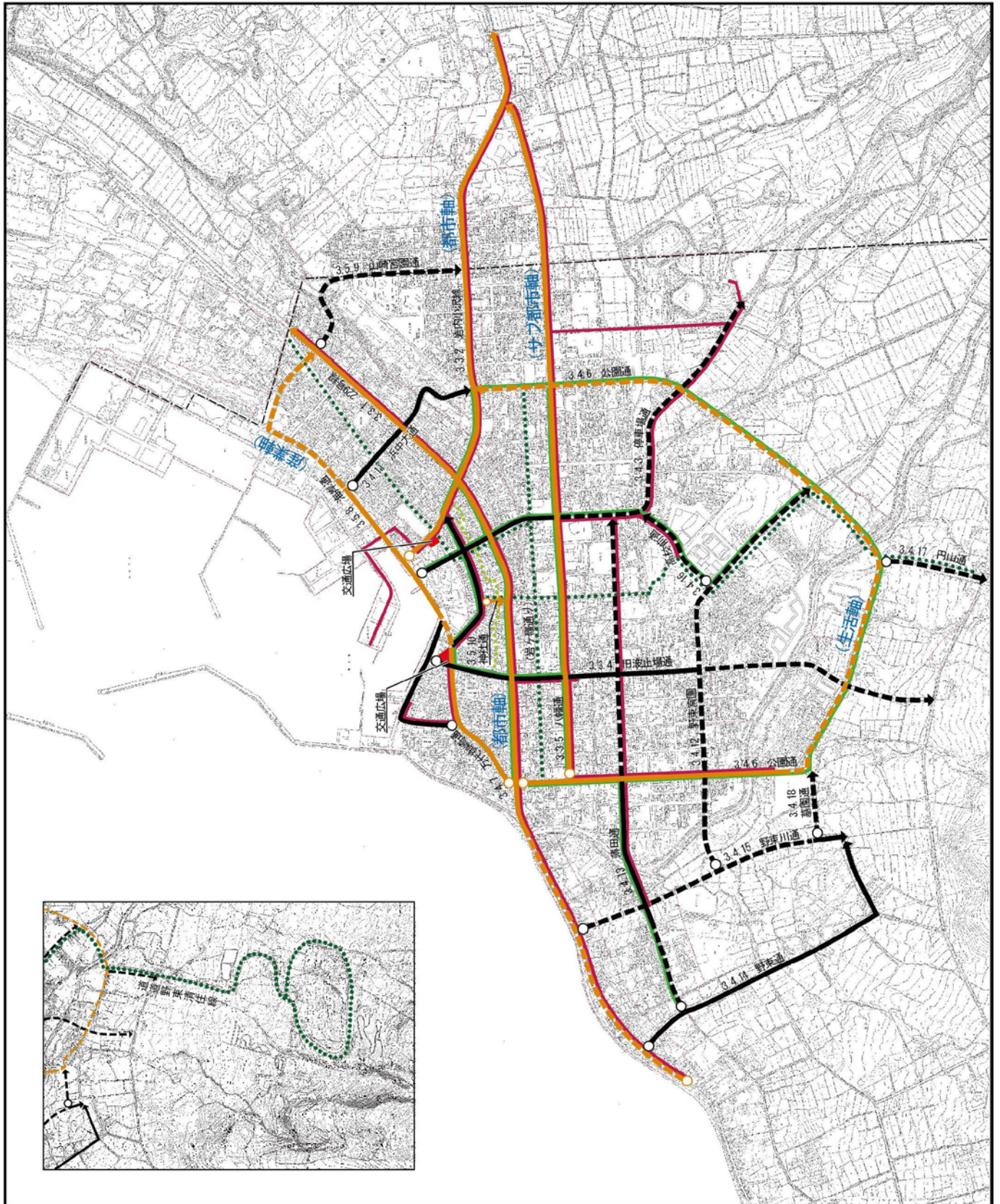
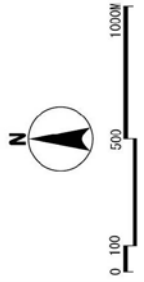
なお、町全体の自転車ネットワークについては、岩内町地域公共交通活性化協議会の検討過程との整合を図りながら、今後必要に応じて検討を行う。

# 岩内町都市計画 マスタープラン

## 交通体系方針図

-  骨格道路 ※ (整備済)
-  骨格道路 ※ (未整備)
-  その他の都市計画道路 (整備済)
-  その他の都市計画道路 (未整備)
-  交通広場
-  緊急輸送道路
-  主な歩行者ネットワーク
-  主なシンボル道路
-  中通り

※ 骨格道路とは、都市軸、サブ都市軸、産業軸、生活軸を指す



## 6. 公園・緑地方針

### (1) 住区基幹公園の整備・活用

町営住宅等の建替整備や用途廃止及び、計画的な住宅地整備等にあわせて、身近な街区公園等の整備推進を図るとともに、中心市街地における既存の街区公園の有効活用について検討を行う。

既存のマリンパークや東山公園の活用を図るとともに、町営住宅等の跡地を利用した特色ある近隣公園等の整備に努める。

### (2) 都市基幹公園の活用

既存の運動公園や総合公園（いわないリゾートパーク）の活用を図るとともに、官民が連携した緑化活動や花の植栽等の支援・促進を図る。

### (3) 特殊公園等の整備・活用

既存墓園の活用を図るとともに、必要に応じて拡大も検討する。また、都市計画決定を行った歴史的に価値のある庭園（含翠園）の保全・整備を図る。

### (4) その他の公園・広場・レクリエーションゾーンの整備・活用

新港地区における、新港地区緑地の活用を図る。

中心商業ゾーンにおける海辺のオアシス空間となるような、みなとまち広場の整備推進を図るとともに、道の駅における既存広場の有効活用を図る。

円山地区におけるパークゴルフ場や円山展望台及び、散策路等の整備・活用を図るとともに、森林公園やニセコいわない国際スキー場の活用を図る。

### (5) 主な散策路の整備・活用

漁港とマリンパークを連絡する海辺の歩行者ネットワークや、旧国鉄跡地を活用した特色ある歩行者・自転車道の整備推進を図るとともに、これから分岐し新港地区緑地や新港護岸の遊歩廊及び、海浜地に連絡する快適な歩行者ネットワーク（海辺の散歩道）の形成をめざす。

市街地内を流下する野東川や運上屋川及び、ポンイワナイ川等の護岸整備とともに河川空間を生かした川辺の快適な歩行者ネットワーク（川辺の散歩道）の形成をめざす。

岩ヶ嶺通り等の歴史を生かした特色ある歩行者ネットワーク（歴史の散歩道）の充実を図るとともに、神社通から高校前通及び、野東宮園通を経て、円山通に至る特色ある歩行者ネットワーク（シンボル道路）の形成をめざす。









また、公園・緑地を結ぶ緑の歩行者ネットワークの形成に向け、主要道路（都市計画道路）の緑化の推進等により、安心して歩ける緑化ネットワークの形成を図る。

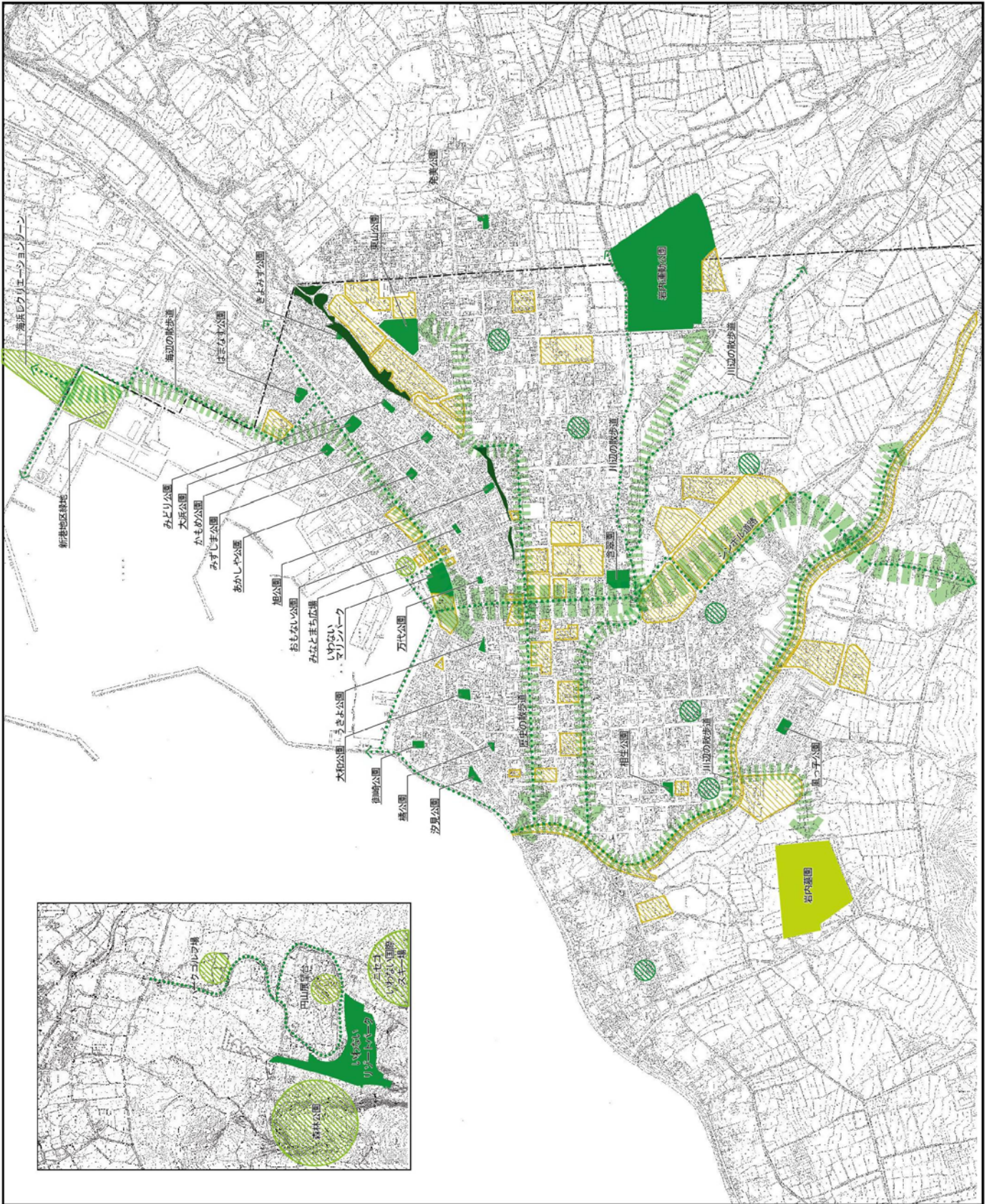
なお、岩内町地域防災計画では、ヘリコプターが離着陸可能な場所のうち、東山公園と岩内運動公園の2つの都市計画公園を位置づけているが、その他の都市計画公園についても、災害時の避難等の用に供することも考えられるため、適正配置に努める。



# 岩内町都市計画 マスタープラン

## 公園・緑地方針図

-  都市計画公園
-  都市計画公園(構想)
-  主なオープンスペース・緑地
-  急傾斜地等
-  都市計画緑園
-  その他の公園、広場、主なレクリエーションゾーン
-  主な散策路
-  緑化ネットワーク



0 100 500 1000M

## 7. その他の都市施設の整備方針

### (1) 基本的な考え方

生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と衛生環境の向上に資するため下水道整備を促進する。

また、し尿処理施設の老朽化や今後の住宅の立地状況を見据えながら、汚水処理のあり方について検討を進める。

自然環境などに配慮しつつ、防災と親水を目的として河川空間の整備に努める。

岩内郡漁業協同組合地方卸売市場は都市施設の市場として、その機能の維持保全に努める。

岩内町霊苑は都市施設の火葬場として、その機能の維持保全に努める。

一般廃棄物処理施設については、2町2村による施設の稼働を行っているが、今後は道の定める「北海道廃棄物処理計画」や「ごみ処理の広域化計画」及び岩内地方衛生組合の一般廃棄物処理基本計画に基づき、最終処分場（都市計画決定済）及び中間処理施設の稼働に向けた整備を図る。なお中間処理施設については、今後都市計画決定を行う。

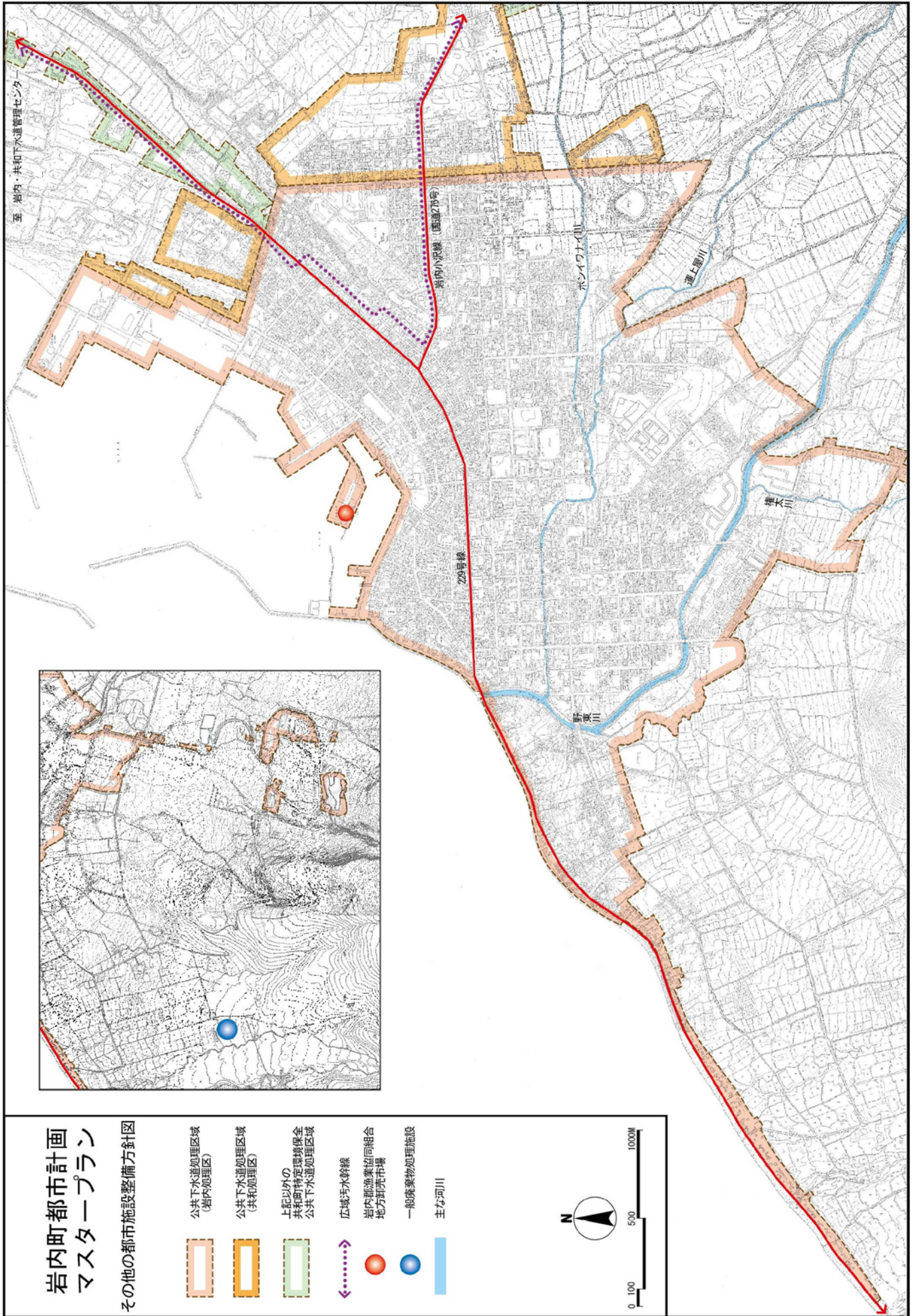
産業廃棄物処理施設については、民間整備が基本となっているが、施設の整備、管理運営等を含めた恒久性の確保が図られると判断する場合は、道に対して都市計画の案の申し出等を行う。

### (2) 主要な施設の整備方針

生活雑排水、産業排水などによる水質汚濁や雨水による浸水の被害を防ぎ、衛生的な都市生活の充実と確保を目的として、将来的な土地利用と整合性を図りながら公共下水道の整備を促進し、未整備地区内の普及を図る。








野東川などの河川については、各種開発事業などとの調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う河川空間の活用や、総合的な治水対策などに努める。





# 岩内町都市計画 マスタープラン

## その他の都市施設整備方針図

-  公共下水道処理区域  
(岩内処理区)
-  公共下水道処理区域  
(共和処理区)
-  上記以外の  
共和圏特定環境保全  
公共下水道処理区域
-  広域汚水幹線
-  岩内郡漁業協同組合  
地方卸売市場
-  一般廃棄物処理施設
-  主な河川



0 100 500 1000M

## V. 実現化方策の検討

### 1. 実現化への取組み方針

都市計画マスタープランは、都市計画法で位置づけられているように、住民の意見を反映させて作成するものであり、より多くの住民が都市計画等、まちづくり全般に関心を持ち、理解を深め、共通の認識や目的をもつ中で、自らが参加・活動することによって実現化への一歩が踏み出されるものであるといえる。

したがって、都市計画マスタープランの策定を契機として、町民等がまちづくり全般に渡って企画・構想・計画等の各段階から実施まで、気軽に参加できるような仕組みづくりについて検討を行うとともに、町民と民間企業及び行政等が役割分担し、連携しながら「協働」によるまちづくりを進めることができるような適切な合意形成の機会づくりに努める。

また、本都市計画マスタープランに基づくまちづくりを効果的に進める上で、重点的に展開すべき施策や優先的に実施すべき施策を抽出し、関係機関との協議を踏まえ、より具体的な検討と持続的な事業推進を図る。

図 住民参加(協働)によるまちづくりの仕組みづくり

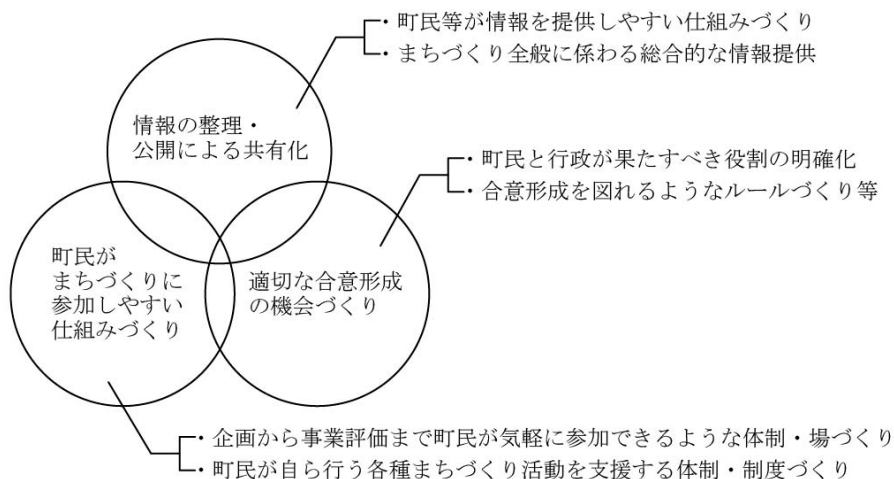
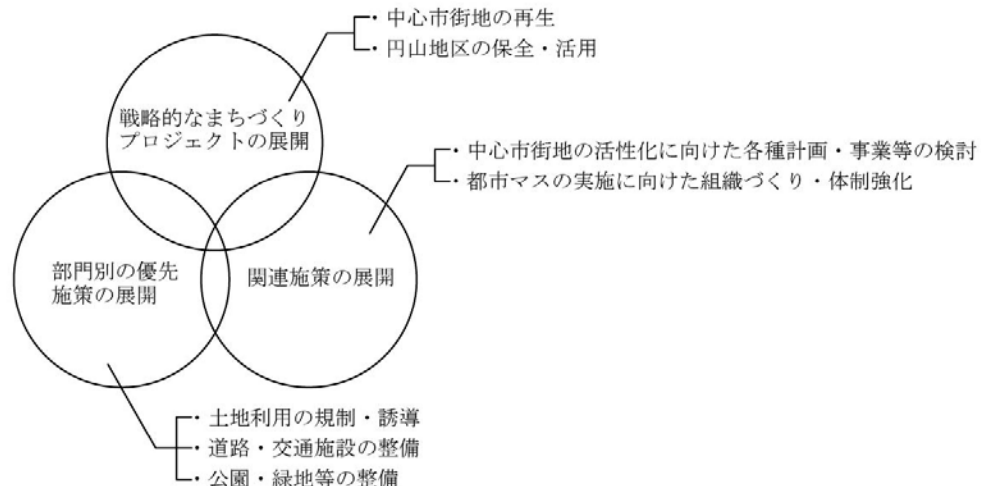


図 効果的なまちづくりの進め方





## 2. 効果的なまちづくりの進め方

### (1) 先導的なまちづくりプロジェクトの展開

本都市計画マスタープランに基づくまちづくりを効果的に進める上で、将来像の実現にむけた柱となるテーマ（目標）に直結する「中心市街地の再生」及び「円山地区の保全と活用」を先導的なまちづくりプロジェクトとして位置づける。

### (2) 中心市街地の再生方向

中心市街地の再生方向としては、みなとまち岩内の特色を生かした『岩内らしいにぎわいある中心市街地づくり』とし、第1に、既存の都市基盤施設や生活関連施設の集積を生かしながら、誰もが「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」をめざす。

借上げ公営住宅の導入や民間賃貸住宅の建設促進及び空き家・空き地の有効活用を図ることによって、誰もが便利に暮らせるようなまちなか居住の推進を図るとともに、誰もが利用しやすく、各種コミュニティ活動等の拠点となるような公共施設等の導入を図る。また、交通の結節点等における駐車場の確保に努めるとともに、229号線における花いっぱい運動の促進や、中通りにおける歩行空間の確保及び神社通り等の整備等を推進することによって、まちなかの快適な歩行者ネットワークの形成を図る。

第2に、商店街や飲食店街の整備を促進するとともに、「にぎわいと魅力ある中心商業ゾーンの形成」をめざす。

市街地再開発事業等の導入により、核店舗や生活関連施設、住宅及び駐車場等からなる拠点施設の整備を推進するとともに、商店街や飲食店街の整備にあわせて、魅力ある広場（パティオ）やポケットパークの整備促進を図る。また、空き店舗や遊休施設及び空き地を活用して住民のイベントや各種まちづくり活動等の拠点となるような場づくりをめざす。

海辺のにぎわい拠点となるような親水空間の整備にあわせて、既存の道の駅やタラ丸市場の有効活用を図るとともに、これらと既存商店街を結ぶ魅力ある物産・飲食ゾーンの形成を促進する。

第3に、高齢者や若年層等、「誰もが安心・安全に暮らせるまちづくり」をめざすものとし、まちなか居住の推進にあわせて、高齢者や若年夫婦等が安心して暮らせるような居住環境の創出を図るとともに、福祉・保健施設や子育て支援施設の導入を図る。

また、主な生活道路のバリアフリー化を促進するとともに、既存の街区公園を活用したオアシス空間の創出や防災拠点の整備を図る。

なお、中心市街地の整備方向については、行政だけでなく商工会議所や商店街等が連携しながら中心市街地の活性化に向けた各種計画・事業等の検討を行うものとし、都市計画マスタープランでは特に、土地利用や都市施設及びこれらと密接に関連する事項について検討を行っている。

これらの施策の推進にあたっては、公共施設の再編・集約化や民間施設の集約化、並びに両者の連携など、建築物の立地適正化も見据えながら進めていくものとする。

図 中心市街地の再生方向

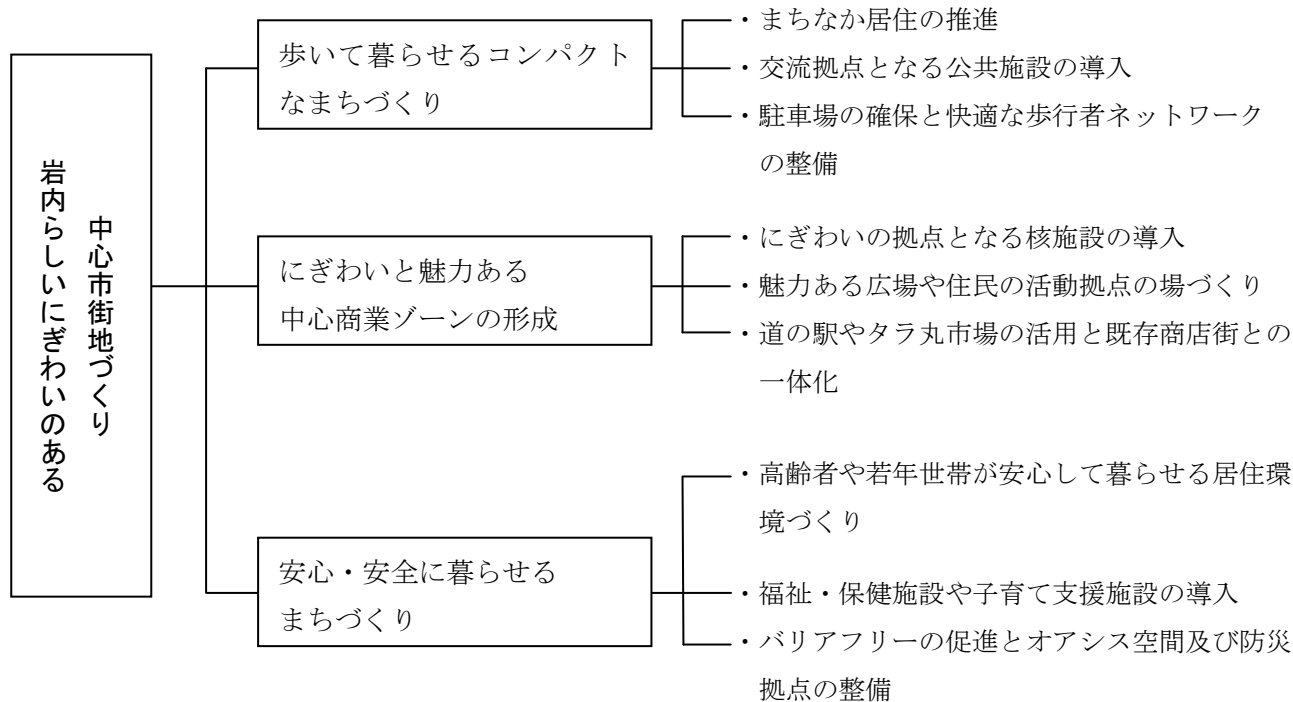
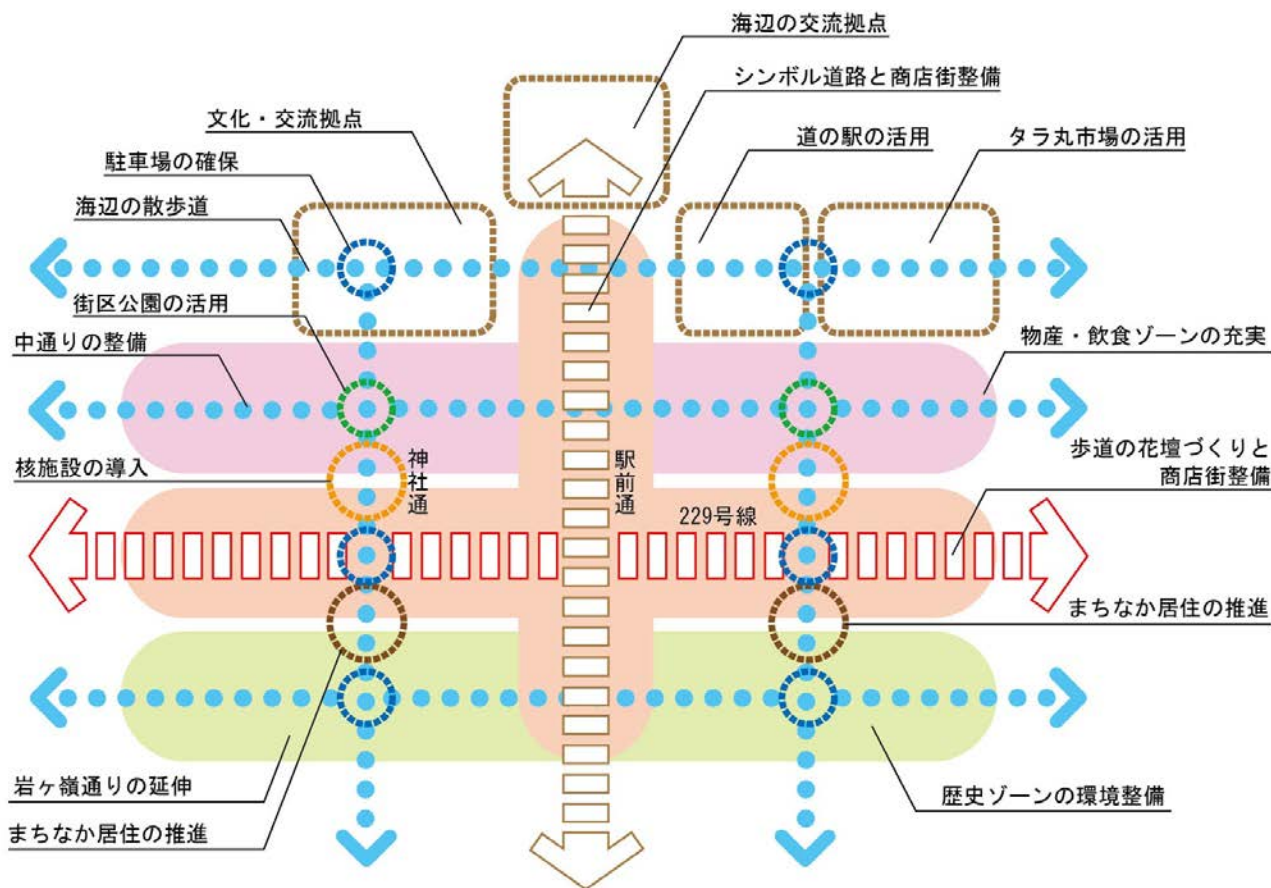


図 中心市街地の再生イメージ



## (2) 円山地区の保全と活用方向

円山地区の整備方向としては、豊かな農業・森林資源を生かした『森と田園に囲まれた魅力あるふるさとづくり』とし、第1に、農地や森林等の自然と調和した土地利用をめざす。

円山通の延長上の一部住宅等が立地している道道野東清住線沿いは、周辺の農業地域と調和した円山地区の玄関口となるため、特定用途制限地域の導入を促進する。また、当該道路は円山地区にアクセスする主要道路として質の高い道路景観の整備促進を図るとともに、沿道における優良農地や良好な農村景観の保全を図る。

既に整備された開発区域（アリスの里や文化村等）については、質の高い居住環境の保全を図るとともに、今後の開発については自然環境との調和を十分に配慮した規制誘導を検討する。

第2に、町民だけではなく観光客等も、森林等を生かした各種文化活動や野外レクリエーション活動を楽しめるような「森の交流環境づくり」をめざすものとし、これらの整備にあたっては自然環境との調和や景観の保全を最大限に考慮するほか、森の再生等、積極的な環境整備に努める。また、既存の各種レクリエーション施設や温泉、宿泊施設等については、既存の良好な自然や景観の保全及びデザインの統一にむけたルールづくりを検討するとともに、相互の連携を強化することによって有効な活用を図る。

第3に、地区全体だけではなく町民の貴重な財産である「特色ある自然景観の保全」をめざすものとし、既存の優良な農業地域については、積極的な保全を図るとともに、農家民宿や体験農場等の整備にあたっては、特色ある農村景観の保全に配慮する。また、道道野東清住線等については、質の高い道路景観の整備にあわせて眺望の良い場所における展望スペースの確保や沿道の良好な自然環境の保全を図るとともに、地区全体の優良な森林空間や自然景観の積極的な保全にむけたルールづくりについて検討を行う。

図 円山地区の保全と活用方向

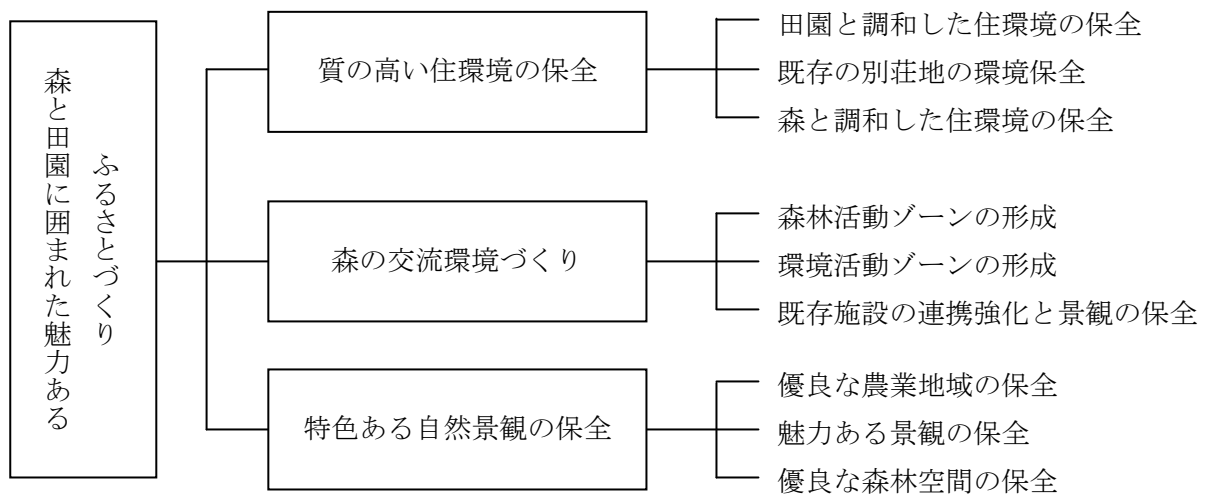
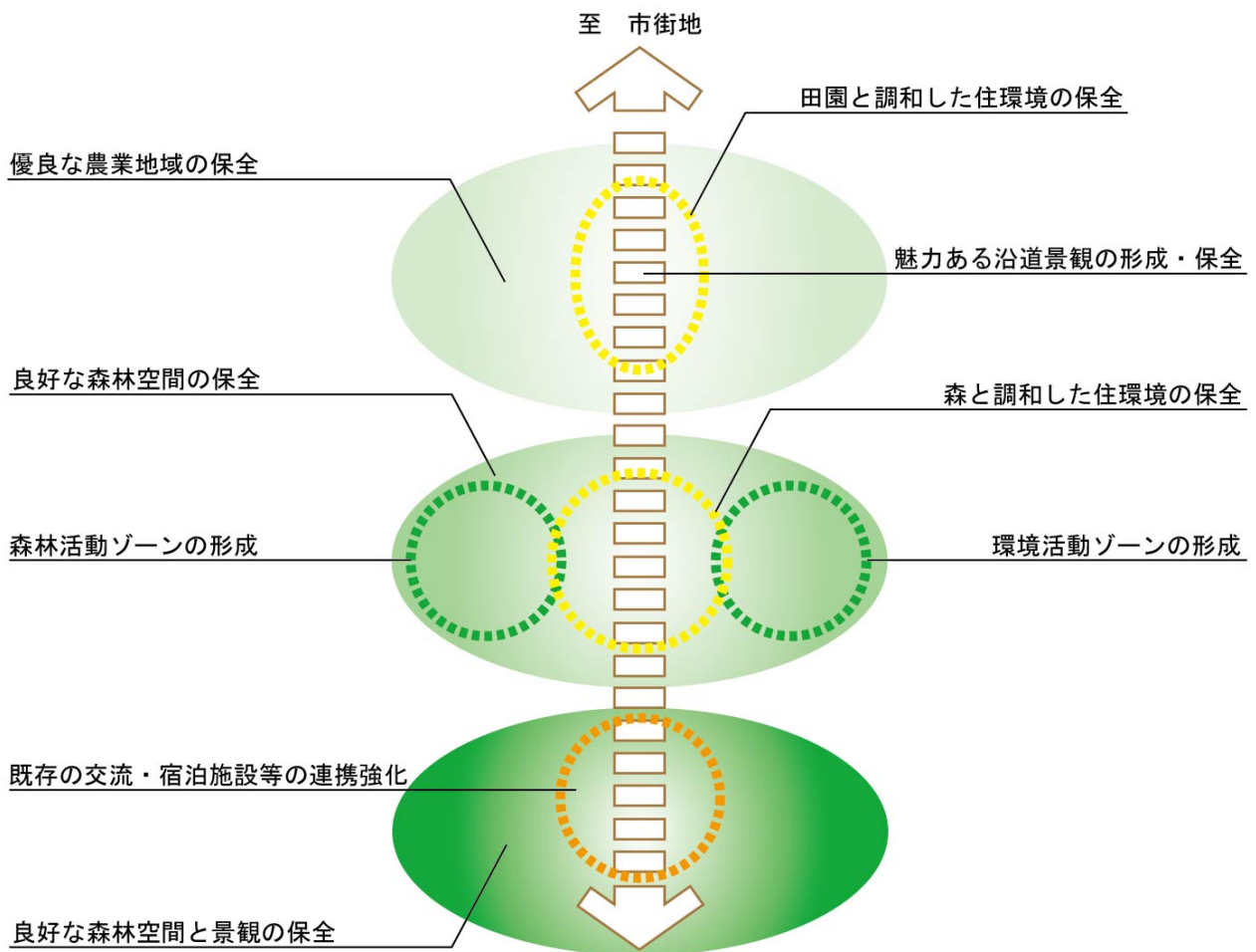


図 円山地区の保全・活用イメージ



### 3. 部門別の優先施策の展開

#### (1) 土地利用の規制・誘導

都市計画マスタープランに基づき、今後の状況変化に対応していくために都市計画用途地域見直しの必要性について検討を行うとともに、港湾整備事業の進行にあわせた臨港地区の変更を行う。

都市計画区域内で用途地域外の白地地域については、土地利用方針に沿って、特定用途制限地域など適切な規制誘導方策について検討を図る。

#### (2) 道路・交通施設

229号線の野東川以西区間の整備促進を図る。

停車場通（道道岩内洞爺線）や旧波止場通（道道野東清住線）、円山通の整備と良好な道路景観の形成を促進する。

市街地内の生活軸として重要な役割を果たす公園通の整備推進を図るとともに、八幡通を補完する薄田通の整備推進を図る。

歴史の散歩道として位置づけられる岩ヶ嶺通りの延伸整備や、シンボル道路として位置づけられる神社通から円山通に至るルートにおける特色ある歩行空間の整備推進を図るとともに、旧国鉄跡地を活用した歩行者・自転車ネットワークの位置づけの検討を行う。

#### (3) 公園・緑地等

円山地区における良好な森林の保全・活用に努めるとともに、良好な田園景観の保全に努める。

中心市街地における既存の各街区公園の役割を整理した上で、必要に応じてこれらの再整備を図る。

野東川等の河川空間の保全を図るとともに、ポンイワナイ川や運上屋川等を含めた河畔の歩行者ネットワークの形成を図る。

都市計画マスタープランに基づき「緑の基本計画」を策定するとともに、市街地内の良好なオープンスペースの保全や、町民が主体となった花いっぱい運動や緑化運動及びクリーンナップ運動等の支援・促進を図る。

#### (4) 関連施策の展開

中心市街地の整備を促進する上で、中心市街地の活性化や、市街地再開発事業、まちなか居住等の推進にむけた各種計画・事業の検討をするとともに、良好な景観資源を活用したまちづくりを進めるため景観計画の策定についても検討する。

都市計画マスタープランの実施にむけ、町民検討委員会のメンバーを含めた町民参加による組織づくりや、町民等が自主的に行う各種まちづくり活動の支援にむけた体制づくり等の検討に努める。

なお、都市計画マスタープランについては、総合計画等の上位計画との整合性に配慮しながら、概ね10年毎の見直し・検討に努める。